

目 次

第4回大宜味村議会定例会会議録（会期日程表）	1
第4回大宜味村議会定例会会議録（6月24日）	3
第4回大宜味村議会定例会会議録（6月25日）	9
第4回大宜味村議会定例会会議録（6月26日）	13
第4回大宜味村議会定例会会議録（6月28日）	21
第4回大宜味村議会定例会会議録（6月29日）	35
第4回大宜味村議会定例会会議録（6月30日）	49
第4回大宜味村議会定例会会議録（7月1日）	53
第4回大宜味村議会定例会会議録（7月2日）	97
第4回大宜味村議会定例会会議録（7月5日）	109
第4回大宜味村議会定例会会議録（7月6日）	115

第4回大宜味村議会定例会会議録 (会期日程表)

開会 昭和57年6月24日

会期13日間

閉会 昭和57年7月6日

月 日	曜日	会議別	会議時刻	日 程
6月24日	木	本会議	午前10時	開 会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案第31号～議案第39号 (検討) 報告第2号 議案説明
6月25日	金	本会議	午前10時	議案第31号～議案第39号 (検討)
6月26日	土	本会議	午前10時	議案第31号～議案第33号 (検討) 議案の訂正について
6月27日	日	休 会		
6月28日	月	本会議	午前10時	議案第34号～議案第39号 (検討)
6月29日	火	本会議	午前10時	議案第34号～議案第39号 (検討) 質疑、討論、採決 議案第36号 提案理由の訂正について
6月30日	水	本会議	午前10時	議案第40号～議案第42号 (検討) 議案説明
7月1日	木	本会議	午前10時	一般質問

月 日	曜日	会議別	会議時刻	日 程
7月2日	金	本会議	午前10時	陳情第2号（検討） 質疑、討論、採決 議案第43号～議案第44号（検討） 決議案第5号～決議第8号 提案説明、質疑、討論、採決 会期の延長について
7月3日	土	休 会		
7月4日	日	休 会		
7月5日	月	本会議	午前10時	議案第40号～議案第42号 質疑、討論、採決 議案第42号 議案訂正の件
7月6日	火	本会議	午前10時	議案第43号～議案第44号 質疑、討論、採決 意見案第1号 決議案第9号 採決 閉 会

第4回大宜味村議会定例会会議録

(第1号) 昭和57年6月24日

1. 開会、延会の日時

開 会 (昭和57年6月24日 午前10時00分)

延 会 (昭和57年6月24日 午後4時55分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 玉 城 一 昌 君	8番議員 崎 山 喜 弘 君
2番議員 平 良 真 光 君	9番議員 松 島 重 克 君
3番議員 山 城 宗 喜 君	10番議員 前 田 貞四郎 君
4番議員 山 川 保 清 君	11番議員 前 田 福 正 君
5番議員 平 良 実 君	12番議員 東 武 郎 君
6番議員 福 地 善 雄 君	13番議員 平 良 嘉 清 君
7番議員 山 川 正 行 君	14番議員 親 川 富 二 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 根路銘 安 昌 君 助 役 新 城 繁 正 君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 稲 福 幸 三 君 書 記 前 田 孝 君

6. 議事日程（第1号）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第31号 大宜味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第32号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第33号 大宜味村職員の旅費支給条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第34号 大宜味村火葬場設置及び管理条例

日程第7 議案第35号 昭和57年度大宜味村一般会計補正予算

日程第8 議案第36号 大宜味村簡易水道事業特別会計条例

日程第9 議案第37号 昭和57年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算

日程第10 議案第38号 大宜味村国民健康保険高額療養資金貸付基金条例

日程第11 議案第39号 過疎地域振興計画の一部変更について

日程第12 報告第2号 繰越朋許費繰越計算書について

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は13名であります。

よって、昭和57年大宜味村議会第4回定例会は成立いたしましたので開会いたします。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行ないます。

本定例会の会議録署名議員は会議規則第114条の規定により、議長において12番 東 武
郎君、13番 平良嘉清君を指名いたします。

日程第2 会期の決定を議題といたします。

議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午前10時10分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本定例会の会期は本日から7月3日まで10日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は7月3日まで10日間と決定いたしました。

休憩いたします。

休 憩（午前10時11分）

再 開（午前10時20分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

日程第3 議案第31号から日程第12 報告第2号までを一括議題といたします。

村長の提案理由説明を求めます。

○ 村長（根路銘安昌君） 議案第31号、第4条第2項中別表を別表第1及び別表第2に改める。理由といたしまして、外国旅行の旅費の支給規定がないから制定する必要があると思っております。内容につきましては助役の方からさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

議案第32号、第2条中別表を別表第1に改める。第3条第2項中別表を別表第2及び別表第3に改める。理由としまして、外国旅行の旅費の支給規定がないから制定する必要がある。内容につきましては助役の方からさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

議案第33号、第2条中別表を別表第1及び別表第2に改める。これにつきましても外国旅行の旅費の支給規定がないから制定の必要がある。内容につきましては助役の方から説明させますのでよろしくお願いいたします。

議案第34号、墓地、埋葬等に関する法律に基づき大宜味村火葬場設置及び管理条例の全部を改正し使用料については諸物価の増高により増額改定の必要があり、この案を提案する。使用料につきましては現在の近隣のものに合わせて改正したいということです。内容につきましては助役の方からさせますのでよろしくお願いいたします。

議案第35号、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ279,733千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,379,812千円とする。減額補正でございますが、簡易水道特別会計に移すためにその分を減額して、別に特別計を制定したいと思ひまして提案しているわけです。よろしくお願いいたします。

議案第36号、地方財政法第6条の規定により特別会計を設ける必要があり、地方自治法第209条第2項の規定により条例を制定する必要がありこの案を提出する。内容につきましては助役から説明させますのでよろしくお願いいたします。

議案第37号、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ289,420千円と定める。国庫支出金186,533千円、繰入金9,687千円、村債で93,200千円、歳出で簡易水道事業費289,420千円です。よろしくお願いいたします。

議案第38号、医療費の一部負担金の支払いが困難な被保険者に対し、高額療養資金を貸付けることにより被保険者の療養を確保し、もって生活の安定と福祉の増進を図るためこの案を提出する。内容につきましては助役の方から説明させますのでよろしくお願いいたします。

議案第39号、江洲地区農道整備事業を追加するためこの案を提出する。よろしくお願いいたします。

報告第2号、昭和56年度大宜味村一般会計予算は別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

これは農業構造改善事業白浜地区ほ場整備工事のものでございます。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午前10時52分）

再 開（午前11時46分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

4番退場。

休憩いたします。

休 憩（午前11時46分）

再 開 (午後4時54分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会 (午後4時55分)

第4回大宜味村議会定例会会議録

(第2号) 昭和57年6月25日

1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和57年6月25日 午前10時00分)

延 会 (昭和57年6月25日 午後4時41分)

2. 出席議員 (13名)

1番議員 玉 城 一 昌 君	8番議員 崎 山 喜 弘 君
2番議員 平 良 真 光 君	9番議員 松 島 重 克 君
3番議員 山 城 宗 喜 君	10番議員 前 田 貞四郎 君
4番議員 山 川 保 清 君	11番議員 前 田 福 正 君
5番議員 平 良 実 君	12番議員 東 武 郎 君
6番議員 福 地 善 雄 君	14番議員 親 川 富 二 君
7番議員 山 川 正 行 君	

3. 欠席議員 (1名)

13番議員 平 良 嘉 清 君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局 長 稲 福 幸 三 君 書 記 前 田 孝 君

6. 議事日程（第2号）

日程第1 議案第31号 大宜味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日程第2 議案第32号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第3 議案第33号 大宜味村職員の旅費支給条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第34号 大宜味村火葬場設置及び管理条例

日程第5 議案第35号 昭和57年度大宜味村一般会計補正予算

日程第6 議案第36号 大宜味村簡易水道事業特別会計条例

日程第7 議案第37号 昭和57年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算

日程第8 議案第38号 大宜味村国民健康保険高額療養資金貸付基金条例

日程第9 議案第39号 過疎地域振興計画の一部変更について

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は13名であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第31号から日程第9 議案第39号までを一括議題といたします。
議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午前11時49分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。
10番退場。
休憩いたします。

休 憩（午前11時49分）

再 開（午後4時40分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会（午後4時41分）

第4回大宜味村議会定例会会議録

(第3号) 昭和57年6月26日

1. 開議、散会の日時

開 議 (昭和57年6月26日 午前10時00分)

散 会 (昭和57年6月26日 午前11時55分)

2. 出席議員 (13名)

1番議員 玉城一昌君	9番議員 松島重克君
2番議員 平良真光君	10番議員 前田貞四郎君
3番議員 山城宗喜君	11番議員 前田福正君
4番議員 山川保清君	12番議員 東武郎君
5番議員 平良実君	13番議員 平良嘉清君
6番議員 福地善雄君	14番議員 親川富二君
7番議員 山川正行君	

3. 欠席議員 (1名)

8番議員 崎山喜弘君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 根路銘 安昌 君 総務課長 崎山 勝正 君
助 役 新城 繁正 君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局 長 稲福 幸三 君 書記 前田 孝君

6. 議事日程（第3号）

日程第1 議案第31号 大宜味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日程第2 議案第32号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第3 議案第33号 大宜味村職員の旅費支給条例の一部を改正する条例

日程第4 議案の訂正について

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は13名であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程等 1 議案第31号から日程第 3 議案第33号までを一括議題といたします。
議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午前10時23分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

村長から議案第31号、議案第32号及び議案第33号について訂正したい旨の申し出があります。

この際議案訂正の件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案訂正の件は日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

日程第 4 議案訂正の件を議題といたします。

村長から訂正の理由の説明を求めます。

- 村長（根路銘安昌君） 議案に不備がございまして申し訳ないと思っています。別表の追加規定が明記されてなかったわけですし、それを正したいということで訂正をお願いしているわけです。訂正の内容につきましては3議案とも助役の方から説明させますので、よろしく願いいたします。

- 議長（玉城一昌君） おはかりいたします。

只今議題となっております議案訂正の件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案訂正の件は承認されました。

訂正か所の説明を求めます。

- 助役（新城繁正君） 議案第31号は別表を別表第 1 とし、同表の次に次の別表を加えると追加したいと思います。議案第32号は表を改めたいということです。議案第33号は別表を別表第 1 とし、同表の次に次の別表を加えると追加したいと思います。

- 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午前10時35分）

再 開（午前10時40分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第31号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案の質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第32号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案の質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第33号の質疑に入ります。

発言を許します。

○ 9番（松島重克君） 3議案とも共通することですが、先程差し替え説明がございましたが、3議案につきまして議会から差し替えの件につきまして何回か指摘があったと思うわけですが、昨日も補足説明の時点で議会が指摘することに対してこの議案は指導を受けてやっておるのでこの条文が妥当だと思うように補足説明されていたように受け取っているわけです。ところがその後差し替えをしますということになりましたが、かなりの時間が経過して今朝差し替えということになっているわけです。

議会に提案される時点までにはどういう手続きを経ているのかお伺いしたいと思います。

○ 村長（根路銘安昌君） 条例などを議会に提案する時は担当課で起案しまして、それを例規審議会でも各面から検討いたしまして村長の方に答申が来るわけです。その答申を受けて議会に提案するという順序になっています。

○ 9番（松島重克君） 差し替えの質疑は今回だけに限らないわけです。

前にも質疑したわけですが、その時も今のようなお話を伺ったわけです。当局は常時条例の運用をなさっており、当然我々よりは詳しいということになればいかんわけです。補足説明では自信を持って指導を受けてやったんだからこれで妥当と思うという説明をされているものですからなお更疑問を持ったわけです。

指摘をされた時点でなお且つそういう姿勢をされている。その後どういう事情があったのか差し替えしますと、それからの時間がかかりかかっているということです。検討するなら提案される前に十分検討してもらいたいと思います。どうお考えですか。

○ 助役（新城繁正君） 私が例規審議会の委員長を努めておりまして、これは9番議員からも回数は憶えてませんがご指摘を受けましてお詫びを申し上げたところですが、再度同じようなご指摘をされたということにつきましては責任を感じているわけでございます。特に今回の外国旅行の件につきましては54年8月2日の議会でもお願いしたわけですが、その時のこともあったということで心のゆるみがあったということで反省しておりまして、従いまして議案の研究が十分でなかったということがこういう結果になっているわけですし、これを受けまして係と調整いたしましたら自分達が審議が十分でなかったということになっておるわけでございます。私が十分検討したと申し上げましたのは、その点については訂正したいと思います。これは村長からも直接注意を受けております。

○ 議長（玉城一昌君） 他に質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案の質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

休憩いたします。

休 憩（午前10時53分）

再 開（午前10時59分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第31号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第31号 大宜味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

これより議案第32号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第32号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

これより議案第33号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第33号 大宜味村職員の旅費支給条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

休憩いたします。

休 憩 (午前11時02分)

再 開 (午前11時54分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

本日の日程全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さんでした。

散 会 (午前11時55分)

第4回大宜味村議会定例会会議録

(第4号) 昭和57年6月28日

1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和57年6月28日 午前10時00分)

延 会 (昭和57年6月28日 午後7時33分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 玉 城 一 昌 君	8番議員 崎 山 喜 弘 君
2番議員 平 良 真 光 君	9番議員 松 島 重 克 君
3番議員 山 城 宗 喜 君	10番議員 前 田 貞四郎 君
4番議員 山 川 保 清 君	11番議員 前 田 福 正 君
5番議員 平 良 実 君	12番議員 東 武 郎 君
6番議員 福 地 善 雄 君	13番議員 平 良 嘉 清 君
7番議員 山 川 正 行 君	14番議員 親 川 富 二 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村	長	根路銘	安昌	君	建設課長	古我知	清	君
助	役	新城	繁正	君	厚生課長事務 取扱い者	照屋	林克	君
総務課長	崎山	勝正	君					

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長	稲福	幸三	君	書記	前田	孝	君
------	----	----	---	----	----	---	---

6. 議事日程（第4号）

日程第1	議案第34号	大宜味村火葬場設置及び管理条例
日程第2	議案第35号	昭和57年度大宜味村一般会計補正予算
日程第3	議案第36号	大宜味村簡易水道事業特別会計条例
日程第4	議案第37号	昭和57年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算
日程第5	議案第38号	大宜味村国民健康保険高額療養資金貸付基金条例
日程第6	議案第39号	過疎地域振興計画の一部変更について

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第34号から日程第6 議案第39号までを一括議題といたします。

5番退場。

議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午前10時46分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第34号の質疑に入ります。

発言を許します。

- 9番（松島重克君） 2条の2項に村民でないときという条文があるわけですが、その場合の村民である村民でないという判定はどういうようになされるのかお伺いいたします。

- 助役（新城繁正君） この件につきましては条例審議の段階でもいろいろ話が出たわけ
です。住民基本台帳に登録された人は住民と認めようということで話し合いをまとめている
わけです。

- 9番（松島重克君） 例規集を見ますと条例によっては住民という定義付けがなされて
いるわけですね。この場合には定義付けがないということで先程答弁があったようには解釈
出来ないという考え方が出て来るわけです。住民登録を有する者ということであればそうい
う定義付けが必要でなかったかと思いますがね。他の条例ではそういう定義付けが見られる
んですがどうですか。

- 助役（新城繁正君） この条例に基づく規則などが必要でないかという話が出ておりま
して、条例で規定するということにつきましては例規審議会の段階ではそのままよろしい
と、そして明確にするということは必要であるので規則等でうたった方がいいのではないか
ということでそのようになっております。

- 9番（松島重克君） そうしますと規則の中で住民に対する定義がなされているとい
うことですね。その規則があるならお示ししたいと思います。

- 助役（新城繁正君） 規則につきましてはまだ起案されておられませんし長からの諮問も
受けておりませんが、例規審議会としては規則に委任すると、そういう方がいいのではない
かということで一応処理しているわけです。現在の段階ではまだ上って来ておりません。

- 9番（松島重克君） 現在出来てないということですが、これは公布のから施行すると、

時間的な余裕はあまりないと思うんですがね。本来ならば全面改正でありますので規則も併行して審議されなければいかんと思います。

これは料金につながることでありますので、やはり定義付けは必要でなかったかと思いません。いかがですか。

○ 助役（新城繁正君） 住民とはということでいろいろ話があったわけですが、住民基本台帳法に住民とはという規定が明確にされているので、住民基本台帳に基づく住民ということで統一しようではないかということで話し合いをしたわけです。

○ 9番（松島重克君） だから今おっしゃるように統一出来ておればそれでいいんですよ。現状としては統一されておらないでしょう。ある条例では住民とは住民登録を有しとか住所を有しとなっている。これは定義付けがないからいろいろな考え方が出て来るということは当然考えられるわけです。ましてやまだ規則が出来ておらないということでしょう。疑義がないと考えられますか。

○ 助役（新城繁正君） 運用する側としては処理する場合はそういう立場で処理しようという申し合わせしているわけですが利用者にとっては非常にあいまいであるという疑問も出て来ますので、規則等で明確にしようという話し合いがございましたので、この問題の解決といたしましては早目に規則を作りまして明確にしていきたいと思っています。

○ 9番（松島重克君） そういうようにやっていただかなければいかんと思います。ところで先程の答弁の中で住民とは住民登録を有しというのが統一した見解として持ちたいというような答弁がありました。これはそういう解釈でいいと思います。ただ、例規集の中にはこれがいまいちな点があるわけですね。住民登録を有しと規定付けしているのもあれば、住所を有しということもある。じゃあ住所とは何かということに疑義が生じると思うんです。それから住民と村民の使い分けである。まちまちでは困ると思いますがどうですか。

○ 助役（新城繁正君） これは早急に検討したいと思います。

○ 議長（玉城一昌君） 他に質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案の質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第35号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案の質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第36号の質疑に入ります。

発言を許します。

○ 7番(山川正行君) 工事が一般会計で終了してからこういう形のもので出来ると分かりいいんですが、2条の中に事業費や償還金及び利子が歳出の中に含まれるわけですね。

そうすると特別会計という原則からすると償還金も使用料にはね返って来るのではないかなと思うわけですが、その辺いかがでしょうか。

○ 助役(新城繁正君) 使用料は給水条例で規定されておりますので、これで説明が出来ると思うんですけど。

○ 7番(山川正行君) 私が申し上げているのは工事全体を含めて言っているわけです。特別会計というのは独立採算制を前提とするなら将来使用料の中に償還金も入って来るのではないかなという懸念があるということです。

○ 議長(玉城一昌君) 休憩いたします。

休 憩 (午前11時16分)

再 開 (午前11時22分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

○ 村長(根路銘安昌君) おっしゃるように原則的には独立採算制ということもあるわけですが、これは運営上の問題もありますし、なるべく料金にはね返らないようにしなければいかんのではないかなと思っています。水道料金につきましては別の条例でもちまして設定をしなければいかんわけでございます。現在工事施工する事業費はなるべく後の負担も考慮しまして過疎債の適用を出来る限りやりたいと、更に料金が高くないために一般会計からの繰り入れも可能であるわけございまして、後の管理運営に対する事業費につきましてはなるべく水道料金にはね返って来ないような運営のし方を十分考えなければいけないと思います。

○ 7番(山川正行君) 配管工事と使用料とは関係ないということですね。

料金算定はどういうものが入るのか。

○ 建設課長（古我知 清君） 類似市町村並みに検討して料金を設定しています。

本村においては10立方となっていますが、他の市町村においては8立方が基本料金になっています。

それを算定する段階で維持管理費或いは人件費は検討しておりませんが、水源地における電気料や薬品代は勘案しています。独立採算制でもって職員をそれに充てるということになりますと事業費がそれだけ加算されて来るということになると思います。

現在やっている工事についての問題は持ち出し財源のことかと思いますが、それまで算入して計算した場合にはおそらく都市地区以上の料金になるのではないかと考えています。他の市町村を見ましても整備事業に対しての料金算入というのは考慮に入れていないようですので、結局は過疎債に充当するのが負担額の25%なんです。75%は制度資金ということでありますので、どうしても償還しなければいけませんので、本村全体の水道事業をもっていくには相当な資金がかかりますので、そういう事業費を料金に算定しますと、この水道事業の耐用年数は15か年しか見ておりませんので、15か年で割っていきますと相当な額になるわけです。ですからそういうことは今のところ検討しておりません。

○ 7番（山川正行君） 前に議決した給水条例に料金表がありますが、これは変動する可能性があるということですね。

○ 建設課長（古我知 清君） 運営に関する計画が変わっていくと料金も変わっていくと思いますが、負担が大きいということになりますと検討もしなければいかんと思います。

北都市町村において各担当課長から意見を聞いておりますが、簡易水道事業においてはいろいろと問題があるということで出来るだけ住民負担の過重にならないような対策を採っているようにございますので、ですからその辺を検討して運営計画をしなければならんのではないかと思います。

○ 13番（平良嘉清君） 事業収入で事業をしたとするこの事業の内容区分においては基本的な内容はないかどうか。

○ 総務課長（崎山勝正君） この特別会計は独立採算制というのが建て前でございます。事業収入はこの事業に充てなければいかんと、基本的にどれにどうということはしておりません。運営していく段階でやりたいと考えています。

○ 13番（平良嘉清君） 繰り入れはどのような時に繰り入れするのか。

○ 総務課長（崎山勝正君） 事業収入で賄いきれない場合に、赤字補てんと申しますか、そういう時に一般会計から繰り入れしようということですか。

○ 9番（松島重克君） 給水条例制定時において特別会計設置の考えが既にあったのかどうか。

○ 総務課長（崎山勝正君） その時点におきましては特別会計の考えを持っておりませんでした。これは私共勉強不足のところがございまして、公営企業法だけを見ておりまして地方財政法に位置付けられているということが知らなかったわけでした、地方課から指摘を受けまして地方財政法第6条、施行令第14条に基づき簡易水道事業は特別会計でやるべきだという指摘を受けましてそれから勉強を始めたという状況で、給水条例を作った時には考えておりませんでした。

○ 9番（松島重克君） 今の答弁からしますと、特別会計を考えないところの考え方で条例が制定されたとしか考えられないわけですね。

特別会計の設置等に当りましては模範条例等では給水開始時点から特別会計を設けるという形になっておりますが、本村におきましては工事の時点から特別会計を設けようということですが、それにつきましては特別な理由がありますか。

○ 総務課長（崎山勝正君） 県の指導以外には特別な理由はございません。

○ 9番（松島重克君） 県の指導があったから特別会計を設置しようということであるのか。本村自体が特別会計を設置しようという考えで県の指導を受けたのか。

○ 総務課長（崎山勝正君） 地方課から地方財政法に定義付けられているという指摘からこのような状態になったわけです。

○ 9番（松島重克君） 模範条例を見ますと給水開始から特別会計を設置するという模範条例が資料としてあるんですが、本村においては工事の時点から特別会計を設置するとこの辺について説明お願いしたいと思います。

○ 建設課長（古我知 清君） この件について私も公営企業法では簡易水道は外されているので特別会計というのはやってないということを説明したら、地方財政法の中で定義付けられているんだということとございまして。まだ施設の整備中で給水はやってないと、それで歳入はどうするんだということを聞きましたところ国庫補助そのものが歳入だという説明でして、これは事業の段階から特別会計を設置しないといかんという回答でございまして、それで総務課の方でもっと詳しく地方課に確かめて検討してくれというふうにやったわけです。

○ 9番（松島重克君） 水道事業の場合は通常特別会計を設けるということは理解出来るわけです。給水開始の時点でやるというのと工事の時点でやるというのとでは大分違いがあるわけです。実際に効力を発するのは給水開始から特別会計を設けるということはいけないということですか。

○ 総務課長（崎山勝正君） 地方課から指導を受けたのは給水時からやりなさいということではなく、事業が始まる時から特別会計でやりなさいと、これは義務付けなのかどうか疑

問は残っていますが、県の指導がそういうことでありましたので、又、他市町村、東村が同じようなケースで県の指導を受けまして事業の途中から特別会計を設けたようです。

○ 9番（松島重克君） 特別会計を設ける時点は現在でもいいわけですがこの条例の効力を発する時期が工事をする時点でなければいけないのか。給水事業を開始する時点でなければいけないのか。この指導を受けたのかということです。もし、指導を受けておればその指導を受けた方の職名もお聞きしたいと思います。これは非常に大切なことであるので十分お考えの上で明確な答弁をお願いしたいと思います。

○ 総務課長（崎山勝正君） 職員が地方課に行きまして地方課のどの職員とは私は聞いておりませんが、そういう担当職員かと思いますが、工事の始まる時点から特別会計というふうに指導を受けて来たということでありますので、工事途中なんですけど特別会計に移すべきだということを受けております。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午前11時53分）

再 開（午後1時17分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

5番入場。

議案第36号の質疑続行いたします。

発言を許します。

○ 9番（松島重克君） この水道事業の特別会計の設置条例につきましては議員としましては重要な議案だと受け止めているわけです。その審議に当ってより適確な判断資料をいただきたいということで質疑をしているわけですが、特にこの特別会計の指導に当たった方はどういう方かとお尋ねしたわけですが、これはそういう責任の地位に就いている人か、どういう見解の基にどういう指導をなされたかということをお聞きの上でその事がら私達の適確な判断資料になるということをお聞きしているわけです。どういう方がどういう指導をされたという具体的なことは分からないわけですか。

○ 総務課長（崎山勝正君） このことにつきましては総務課の財政を担当している高江洲君と建設課の水道事業を担当している仲村君の2人が県の地方課の地財係の仲村氏より指導を受けて来たものであります。

○ 9番（松島重克君） 特別会計の設置条例に当っては条例適用は給水事業開始の時点では出来ないんだと、あくまで工事の時点からしなければいかんと、こういう明確な指導を受けておられるわけですか。

○ 総務課長（崎山勝正君） おっしゃるとおりでございます。そして今回その人の指導に

よりまして56年度の決算書も出されております。

○ 9番（松島重克君） 模範条例では給水開始の時点で適用する形の条例になっておるわけです。それで疑問を持ってお聞きしているわけです。

それで先程の答弁の中で東、国頭の場合もこういう条例を設置しているということでしたね。東、国頭の場合のこの条例設置の適用は何時からになっているのか。

○ 総務課長（崎山勝正君） 国頭村の場合は辺土名地域だけを今年から始めているようです。東村の場合は本村と同様工事の途中から特別会計条例を設けたというふうに受けております。

○ 9番（松島重克君） 国頭の資料はありませんが、東の資料を見ますと国庫支出金が条例にうたわれておらないわけです。

東や国頭のことを参考にされているということですから、国庫支出金が条例にうたわれていないというのはどのように解釈されますか。

○ 総務課長（崎山勝正君） その問題は例規審議会でも疑問が出まして、先程建設課長からの答弁にもありましたように国庫支出金も歳入であるという地方課からの指導もあったことから、これは歳入の中に入れべきではないかという見解からそういう条例の作り方をしています。

○ 9番（松島重克君） 今の答弁は本村の特別会計設置条例についてのお話ですね。あなた方が参考になされた東のものを例に取ってお聞きしているわけです。東のものは国庫支出金はないわけですね。そうしますとそれから判断して、東の場合は何の時点から適用になっているのかという疑問が出て来ますね。これをどう解釈されておりますか。

○ 総務課長（崎山勝正君） 東村の担当課長に伺いました時に、県から指摘を受けて事業途中からやったということを知りただけでありまして、適用が何時からかということは聞いておりません。聞いたのは皆さんのところと同じだということを知ったものですから、私達は事業途中なんだがそういうことですかと聞いたら向こうもそうだとということで、それでは同じケースだなあというように解釈しているわけなんです。

○ 9番（松島重克君） 事業の途中というのは何を指しておられるわけですかね。

○ 総務課長（崎山勝正君） そのことについては聞いておりませんが、私等の解釈としては工事の途中だと解釈したわけです。

○ 9番（松島重克君） 東の場合国庫支出金がうたわれてないということは、東は本村のような工事がなされておらんということでしょうか。どうですか。

○ 総務課長（崎山勝正君） そのような詳しい中味については聞いておりません。

○ 9番（松島重克君） 只今の答弁は正直な答弁だと思います。確かに中味までは調査さ

れてなかったと思います。国庫支出金が条例にうたわれておらんということは工事がなされてなかったと、聞くところによりますと東村の場合はダムから水を提供してもらって既設のものについだということを知っているんです。そうしますと本村のような工事は要らない、当然国庫支出金は要らないということですね。そうしますと必然的にこの条例の適用は給水開始以前からということになるわけですね。だから先程東村は事業途中から適用したということは、給水事業始まって後やったということだと思っただけですね。だから我々はこの議案の取り扱いに苦慮している。

そこで申し上げるわけですが、模範条例は給水開始からなっているが、結局、県の指導が工事の時点からやりなさいというところに疑問が出て来る。こういう疑問をお感じにならなかったですか。

○ 総務課長（崎山勝正君） この法律は給水事業からではないかという疑問も出まして地方課に問い合わせたところでございますが、地方課の指導としましては工事の時点から特別会計であるんだという指導を受けましたので、それを受けたわけです。

○ 9番（松島重克君） 一般会計からの繰り入れを考えない時には給水事業開始の時点で特別会計を設置するのと工事の時点で設置するのでは、住民負担に大きな違いがあるということでは考えていたのでしょうか。

○ 総務課長（崎山勝正君） なるべく健全財政を目指しているわけですがそれが出来ない場合もあるかと思っております。いろいろ事情を説明して、事業がうまく推進されるようにやっていきたいと思っております。

○ 9番（松島重克君） 一般会計からの繰り入れがある時とない時とでは料金に差が出て来るかどうかをお聞きしたいわけです。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午後1時43分）

再 開（午後2時35分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 総務課長（崎山勝正君） 繰り入れがなければ当然差は出て来ると思っています。

○ 議長（玉城一昌君） 他に質疑ありませんか。

議案第36号の質疑中止いたします。

これより議案第38号の質疑に入ります。

発言を許します。

○ 7番（山川正行君） この資金を借りるには一定の書類を提出して、そして村長の決定があつて更に手続きを経て借り入れするとなっておりますが、そうするとその間関係者は一時

立替え払いということになるかと思いますがそうですか。

○ 助役（新城繁正君） この件につきまして条例審議の段階で説明受けたわけなんです、確かに医療機関から医療費が流れていくケースがどうなっているかと、そうすると一時自分で立替えなければならん場合もありますし、直接役場で出来る場合もあるのではないかと思います。話をしましたけれども、この件につきましては制度上の問題も不勉強でございましたので十分飲み込めないところがあったわけです。ところが原則としてはなるべく一時立替えということはこの条例の精神からすれば本人に負担をかけないようにしようというのが原則でありまして、出来るだけ医療機関から請求が来た場合はこの基金から振り込みするということがいいのではないかと、そうしますと本人は負担しなくても役場と機関との資金の運用でいけるのではないかと、係の話では十分やっつけていけるということでございましたので、我々としてもこの事業はそのようにやっていった方がその趣旨にかなうのではないかとということがありました。

○ 7番（山川正行君） そういうことであるならば医療機関の協力がなければ出来ないと、公立ならばそういうことは簡単な手続きで済むと思うわけですが、私立の場合はある程度の協定がないと難しいと思います。そういうことで地域の医師会などに呼びかけて事前にそういうことの対策をすることによってスムーズに出来ると思いますがどうですか。

○ 助役（新城繁正君） 先程申し上げたことにつきまして総てのケースに該当するかどうか確答出来ませんが、公立の場合は割りとスムーズにいくと思いますが、私立につきましては努めて運用出来るということで努力してみたいと思います。

○ 7番（山川正行君） 名護市では国保の通用する病院は何処でも適用されているんです。そういうことで運用出来ると思いますがどうですか。

○ 助役（新城繁正君） その辺の事情も情報を交換いたしまして努力していきたいと思えます。

○ 9番（松島重克君） 規則を見ても、本人負担以外の支払いの可否につきまして2つの方法が採られているわけですね。全額支払い済み証明を添付するというのと本人負担分以外の請求書を添付して出すと、全額支払い済み証明書となると当然本人が一時立替えなければいけません。そして係職員の話では貸付けが決定しても1か月後にならなければ金は出ないということなんですね。従来、払い戻しは3か月、それから本人負担以外の請求書を受けた場合に村に提出してその可否が1週間かかるということです。病院によりましては1週間や10日で請求が来る場合がありますし中には4、5日で退院する場合は退院時に支払いしなさいということになるわけですね。そういうことからしますともう少しく細かな検討が必要ではなかろうかと思えます。折角のこういう制度が生かしきれないのではないかと思うわ

けです。1週間経ってこれは貸し付け出来ないとなると本人はとまどいますね。そして仮に出た場合でも1週間後ですからその間どうするかと、その面はもう少しきめ細かな検討を要するのではないかと思いますか。

○ 助役（新城繁正君） 職員から後で答弁させたいと思いますが、この規則につきましては条例審議の段階で一応は検討しているわけですが、一時審議を留保しているわけで最終的に答申ということにつきましては決定してないわけです。

○ 9番（松島重克君） 係の話は補足説明でお聞きしましたので、上層部で何かお考えがないかということでお聞きしているわけです。

○ 村長（根路銘安昌君） これは条例の趣旨からしますと療養費の支払いに困難な方に貸し付けをしようということでございまして、ご指摘のように手続上で日数がかかるということになりますと、又一時立替えも考えなければならんということにもなるわけです。これにつきましては村長や助役が不在の場合は課長でも決裁出来るようなことで検討して、なるべくこの条例の趣旨に合うような手続きもなるべく早急にして出来るように考えていきたいと思えます。

○ 議長（玉城一昌君） 他に質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案の質疑を終結いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第39号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案の質疑を終結いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

休憩いたします。

休 憩（午後2時52分）

再 開 (午後 3 時19分)

○ 議長 (玉城一昌君) 再開いたします。

10番退場。

休憩いたします。

休 憩 (午後 3 時19分)

再 開 (午後 4 時54分)

○ 議長 (玉城一昌君) 再開いたします。

会議時間の延長についておはかりいたします。

6時まで会議時間を延長いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、6時まで会議時間は延長することに決しました。

休憩いたします。

休 憩 (午後 4 時55分)

再 開 (午後 6 時00分)

○ 議長 (玉城一昌君) 再開いたします。

会議時間の延長についておはかりいたします。

7時まで会議時間を延長いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、7時まで会議時間は延長することに決しました。

休憩いたします。

休 憩 (午後 6 時01分)

再 開 (午後 6 時58分)

○ 議長 (玉城一昌君) 再開いたします。

会議時間の延長についておはかりいたします。

8時まで会議時間を延長いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、8時まで会議時間を延長することに決しました。
休憩いたします。

休 憩 (午後6時59分)
再 開 (午後7時32分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでございました。

延 会 (午後7時33分)

第4回大宜味村議会定例会会議録

(第5号) 昭和57年6月29日

1. 開議、散会の日時

開 議 (昭和57年6月29日 午前10時00分)

散 会 (昭和57年6月29日 午後6時51分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 玉 城 一 昌 君	8番議員 崎 山 喜 弘 君
2番議員 平 良 真 光 君	9番議員 松 島 重 克 君
3番議員 山 城 宗 喜 君	10番議員 前 田 貞四郎 君
4番議員 山 川 保 清 君	11番議員 前 田 福 正 君
5番議員 平 良 実 君	12番議員 東 武 郎 君
6番議員 福 地 善 雄 君	13番議員 平 良 嘉 清 君
7番議員 山 川 正 行 君	14番議員 親 川 富 二 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村	長	根路銘安昌君	総務課長	崎山勝正君
助	役	新城繁正君	建設課長	古我知清君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長	稲福幸三君	書記	前田孝君
------	-------	----	------

6. 議事日程（第5号）

日程第1	議案第34号	大宜味村火葬場設置及び管理条例
日程第2	議案第35号	昭和57年度大宜味村一般会計補正予算
日程第3	議案第36号	大宜味村簡易水道事業特別会計条例
日程第4	議案第37号	昭和57年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算
日程第5	議案第38号	大宜味村国民健康保険高額療養資金貸付基金条例
日程第6	議案第39号	過疎地域振興計画の一部変更について
日程第7	議案第36号の提案理由の訂正について	

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第34号から日程第6 議案第39号までを一括議題といたします。
議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午前11時28分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

議案第36号の質疑を継続いたします。

発言を許します。

- 8番（崎山喜弘君） 提案理由には地方自治法第209条第2項によりということになっていますが、209条第2項には特別会計は普通地方公共団体が特定の事業を行なう場合その特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例でこれを設置することができるとなっておりますが、それからしますと条例を設置してもしなくてもいいという解釈になるかと思いますが、特別会計を作ることににおいて当局と受益者においてどのような利点があるのかお伺いします。

- 村長（根路銘安昌君） 簡易水道事業の特別会計につきましては自治法の209条によって作るわけですが、制定の義務的なのは地方財政法の6条で特別会計について義務づけられていると考えているわけです。それで財政法の政令第12条を見ましてもその中に簡易水道事業も入っているわけです。ですから特別会計は作らなければいかなんのではないかと、ひとつの法の指示によって作らなければいかなんのではないかと考えているわけです。この条例は法の指示でございまして、これを作ったから受益者が受益があるないということは言えないのではないかと考えています。

- 8番（崎山喜弘君） 工事半ばから条例を作るのと給水時からは大分差があるというお答えが昨日もありましたが、村民の立場に立った場合ははっきりしたことが分からなかったら結論も出ないだろうと思うわけですが、当局としては是非条例を作らなければいけないというお考えでしょうか。

- 村長（根路銘安昌君） 法の指示はいろいろ問い合わせてみると、最初の事業から作るべきであるということのようであります。それで後は政策的な問題であるわけですが 水道事業に対しての繰入れが給水時点からやるということになりますと会計からの趣旨からしまして償還かれこれは出て来ないんじゃないかと思えます。

ところが、村の全般的な財政面からみますと一般財源で出しても繰出しして特別会計から出すことにしても財政的には変わりはないわけです。

それで財政法の指示でこれを作るわけなんです。工事をやるに当たって地方課にも問い合わせてみますと、工事に対応する起債をどうするかと、自己財源で出来るのかということを行っているわけなんです。それでこれを作らなければ県として起債を進達しないのかと聞いてみると、これは万が一作らなくてもやらなければいかんが、特別会計を作らなくてやると自治省が起債を認めるかどうかと、ですから地方課としてはこれについて自信を持ってませんと言っているわけです。ですから特別会計を作らなくて出来るんだったら我々は将来に向けて安心ということもあるわけですが、やはり作らなければ起債関係に影響するようでありますので、法の指示に従いまして作った方が良からうということでやっているわけです。

○ 8番(崎山喜弘君) 提案理由の中には財政法というのはうたわれていませんが、先程から長は財政法に基づいて特別会計を作らなければいけないと言っておりますが、そうしますと提案理由の中に財政法も入れるべきでないかと思いますがどうですか。

○ 総務課長(崎山勝正君) 確かにおっしゃるように地方財政法第6条及び同法施行令第12条に簡易水道事業は特別会計を設けるべきであるという規定があるわけですし、提案理由にそういうことも明記しておけば審議にもスムーズにいかれたと思いますが、それが抜けていたことは配慮が足らなかったと、今後そういうことがないように十分注意をして提案したいと思います。

○ 13番(平良嘉清君) 特別会計を設けることと特別交付税に影響があるかどうか。

○ 村長(根路銘安昌君) 一般会計からの繰出金は特交の該当条項に水対策によるものということで、簡易水道会計に特別に多額の繰出しをしたと、これが特別交付税の該当条項に入っているわけです。でありますので、額はいくらになるか分かりませんが特別交付税の該当をするということになります。

○ 13番(平良嘉清君) 水の供給というのは交付税の算定基準があるわけですし、繰出しの額についても交付税の算定基準を基準にして繰出すという意味であるのか。

○ 村長(根路銘安昌君) 特別交付税でありますので具体的な説明はございません。該当するという条項があるだけです。

○ 13番(平良嘉清君) 普通交付税であります。その中には計算基礎があります。基準によって繰出しするかということですよ。

○ 村長(根路銘安昌君) 繰出金につきまして普通交付税で見られないから特別交付税で見ましようということであるわけなんです。

○ 13番(平良嘉清君) 私はあると思ってます。

前の質疑の中で総務課長は赤字の場合に繰出しをすると答えていましたが、赤字が出ると電気料金の問題に来ると思いますが、そうした場合に電気料金については基礎的な算定の基準があるかどうか。

○ 村長（根路銘安昌君） 基準は我々として分かりません。おそらくないだろうと思うんです。

○ 13番（平良嘉清君） 第2条に事業収入とございますが、この事業収入という定義ほどの辺が事業収入となるか。

○ 助役（新城繁正君） 私共が考えておりますのは、給水条例に基づく給水されるところの水道料を考えているわけです。

○ 13番（平良嘉清君） 工事施工の場合にそれに伴う収入はあるかどうか。

○ 助役（新城繁正君） 簡易水道事業は補助事業でございまして、その裏負担分として水道債、過疎債ということでございますので、事業関係からの収入というのはおそらく考えられないと思います。

○ 13番（平良嘉清君） 事業完了後維持管理の段階に来た場合に補助の対象どうなるか。

○ 村長（根路銘安昌君） 認可を受けた区域内は一応済んでから後は問題でしょうが、勿論、起債とかそういうものでは出来ると思うんです。更に地域を拡張或いは加える場合は補助事業の対象にもなり起債の対象にもなると思います。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午後0時02分）

再 開（午後1時06分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

午前に引き続き質疑継続いたします。

発言を許します。

○ 9番（松島重克君） この特別会計を設置するに当りまして、3つのことが考えられるわけです。県の強い指導があったので止むを得ず特別会計を設置するという考え。県の指導もあったが村としてもやるべきだということで提案しているという考え。それから村が検討した結果特別会計を設置すべきだという考え。当局の現在の考えはこの3つのどれになるのか。

○ 村長（根路銘安昌君） この条例制定に当りまして財政法との関係が十分勉強されなくて、県からの指導があったわけです。

そして指導を受けまして研究してみますと起債との関係があって、それで我々としてもこれを作らなければいかんだろうということでやっているわけです。

○ 9番（松島重克君） 指導もあったが村自体も作るべきだという考えに立ってやっておられるということですね。

○ 村長（根路銘安昌君） そのとおりでございます。

○ 9番（松島重克君） 昨日、当局から県の仲村という方から強い指導があったと、これは特別会計を設置しなければ水道事業は出来ないと、そしてそれも工事の時点からやらなければ出来ないと、こういう強い指導があったのでやったんだと、その辺は今の村長の答弁と多少くい違うところがあるわけです。それで議会としても外部の見解を求めたわけです。先ず、議長会の見解といたしましては水道事業をやるために今特別会計を設置するならば工事を含めた特別会計を設置しなければいけません。但し、法的な拘束は伴わない。更に自治体で事情があるならばその自治体で自主的に考えればという見解です。地方課の仲村さんの見解もほぼ似かよってはおります。水道事業を行なうに当って今特別会計を設置するならば工事を含めた特別会計を設置しなければいけないと、しかし、その自治体に事情がある場合はその自治体で自主的に考えて良からうと言っています。

ところで、当局が指導を受けられたものと議会が地方課の仲村さんの見解をお伺いしたのと同じであるのか違うのかお聞かせ願います。

○ 総務課長（崎山勝正君） その件につきましては指導をして下さいました地方課の方に電話で再確認したわけですが、只今のご問のとおり議会から聞かれたとおりの同じ答えです。

○ 9番（松島重克君） 特別会計を設置して工事の時点から必ずやらなければいかんという指導を受けたのでこの特別会計は是非設置しなければいかんということと提案しているという意味の答弁を昨日なされているわけですよ。昨日の答弁とは違うわけですか。

○ 総務課長（崎山勝正君） 起債の分はどうなるかということを確認しましたところ、起債につきましては地方課としても自信を持って自治省に認めてくれと言うことが出来ないということがありまして、その裏には特別会計を設けるべきではないかということを受けているわけです昨日お答えしましたのは課の職員が地方課から指導を受けたという報告を受けまして提案したわけなんです、そして今日絶対的な拘束力があるのかないのかという意味での見解を地方課に電話したわけです。そうしますと、義務的ではあるが絶対的に拘束力を持ったものではないんだということがありました。

○ 9番（松島重克君） 昨日も質疑の段階で申し上げたわけですが、重要案件でありますので適確な答弁をいただきたいと、だから適確な答弁をいただかないと我々は誤った判断をするかも分からないわけですね。そういう意味で質疑の段階でそういうことを申し上げたつもりです。昨日の答弁と今日の答弁とは違うわけですね。

事情があればその自治体が考えて処理してもいいじゃないかという答弁があるのとないの

とでは大きな違いがあるわけです。

予算に計上する場合に当りましては県との事前調整はあるのかないのか。

○ **総務課長（崎山勝正君）** 私が直接は調整しておりませんが、財政担当の職員が年度途中なので地方課に行きまして特別会計に振り分けることが可能かどうかということを確認に行ってもらったわけですが、地方課の方としましても歳出がされてなければ十分可能であるという返事を得まして補正予算を上げたわけです。

○ **9番（松島重克君）** 私が申し上げておりますのは、この水道事業だけにかかわらず沢山の事業がありますが、これ等の事業を予算に計上するに当って県と事前調整をしてから予算を計上しているのかどうかということです。

○ **助役（新城繁正君）** 総括的な調整というよりも担当する事業について課と県の担当課と調整をいたします。

○ **9番（松島重克君）** 調整をしてほば見通しを持った後予算を計上すると、これは手順であろうと思います。そうであればやはり具体的なところまで調整がなされるというのが一般的な見方であるわけですね。ましてやこの水道事業は56年度から始まっているんでしょう。そして現在は57年度の半ばである。この時点で特別会計を設置しなければ水道事業は出来ないという点に大きな疑義を感じるわけです。昨日もおっしゃっておられるように水道事業をやるからには特別会計を設けて工事の時点からそれを含めて設置しなければいけないということを繰り返して言っておられる。あなた方が言っていることとやっていることは違うんです。これはどう解釈していいか説明をお願いします。

○ **助役（新城繁正君）** この件につきましても実はこれまで私共が報告を受けた段階で確かに疑問はあるわけです。既に事業は始まっていてその途中で指摘を受けたと、そして会計はこれからでもやれということで、それでは昨年はこれで出来たのではないかという疑問が出て来るわけですし、それにつきましても私共の話し合いの中でこれからでもやるべきであるということで、地財法との関係もありますし法に規定されたことについては自治体としては対応するというのが建て前であるということで、途中からでも出来るのかと念を押して地方課との調整でよろしいということになったものですから提案しようという経緯になったわけですし、この件につきましても東村に前例があるわけですし、東村もやはり途中で指摘を受けて途中からやったということです。

○ **9番（松島重克君）** 東村の例が出たわけですが、東村と本村の場合は内容に大きな開きがあるわけです。

あなた方は県から指導を受けた時点で疑義を感じたと、そして内部で検討したと、これについて県の担当者あたりに今の時点でするということはおかしいのではないかという疑義を

正してみられたですか。

○ 助役（新城繁正君） 今まで出来ているのに途中から特別会計でなければならんという指摘に対して確認したそうなのですが、これまでやるべきであったがやってなかったと、だからこれからやりなさいという指導を受けたということでございます。

○ 9番（松島重克君） やるべきであったがやってないと、じゃあ村当局はやるべきであったということは知っていたのか。

○ 助役（新城繁正君） 自らやるべきであると思っていたわけではなくて建設課にそういう指摘がございまして指導を受けたわけです。

○ 9番（松島重克君） やるべきであると言うものだから村は知っていたのかと聞いているわけですよ。

○ 助役（新城繁正君） 私共といたしましてはやるべきであるということは実は指摘を受ける前は分からなかったわけです。

○ 9番（松島重克君） やるべきであるということは何時分かったわけですか。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午後1時38分）

再 開（午後1時50分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 総務課長（崎山勝正君） 5月27日に起債のヒヤリングがございまして、その時に地方課の職員から特別会計でやるべきだということがございまして、そして事業担当課にそういう申し出をしたわけです。

○ 9番（松島重克君） そうしますと県の指導は5月27日までは何等なかったということですか。

○ 総務課長（崎山勝正君） それまでは何もございませんでした。

○ 9番（松島重克君） それまでなかったというのは、それまでは設置しなくてもいいということだったんですか。

○ 総務課長（崎山勝正君） 設置しなくてもいいかどうかは私では分かりませんが、特別会計でやるべきでないかということであったわけです。

○ 9番（松島重克君） 今まで分からなかったということは当局の大きな落度ということになりますよ。我々が疑義を感ずるのは水道事業を計画されて予算を見積って県と調整されたと、そうするとやはりその時点で水道事業をやるには特別会計でなければ出来なはずですよ、それぐらいの助言指導はあったんじゃないかと、でなければ今頃になって特別会計でなければ出来ませんよという強い指導はしないでしょう。その辺が理解出来ないんですよ。

知らなければそのまま通るのかということになるのか。こんないいかげんなでたらめなことはないですよ。企画を担当した人は県に伺いを立てるでしょ。予算についても調整するでしょう。当然その時にはこういう話が出るでしょう。

こんな肝心なことを抜かして指導助言を受けたということはどうしても考えられない。指導する方もされる方も不思議でならないわけですよ。これを立派に説明してもらわないと我々は判断に苦しむ。どうですか。

○ 総務課長（崎山勝正君） この事業を受ける時に建設課と総務課と協議すべきであったかも知れませんがそういう協議がなかったためにそういう誤解を招いたかと思いますが、公営企業法の中では簡易水道を除くという条項があるということで、それでは特別会計ではないんだなというふうなことを思っていたわけなんです。しかし5月27日のヒヤリングの時に特別会計でやるべきだという県の指摘を受けまして、そして56年度の決算も出させられています。その時に地方財政法を勉強してなかったというのが大きな原因であります。

○ 9番（松島重克君） 当然村が知っているだろうということで県は受け取らないだろうと今の答弁からは感じるわけですが村の方で分からないだろうということが県の方であればそれも事業開始の時点で指導もあつたはずですが、これは当然村で分かっていることだからその必要はないということでやらなかったとしか考えられない。これはあなたが言われるように大きな勉強不足であると言わざるを得ないわけです。

ところで、我々が一番問題にしているのはあなた方が言われる起債関係ですね。56年度は特別会計設置しなくても起債通っているでしょう。そして57年度においても特別会計を設置しなければならないということをつらなかつたわけだから、当然頭にはないと、しかし、予算は計上している。予算を計上しているということは県との調整もほぼ終わって見通しをつけて計上している。そういうことから考えると常識的には起債がどうなるか分らんという不安もあるだろうが、しかし、56年度57年度の予算計上から見ると出来そうだなあという感じがするんですがね。それが結局県の仲村さんが言う事情があればその自治体が自主的に処理出来るのではないかと、こういうことにあてはまるのではないですか。

○ 総務課長（崎山勝正君） はっきり申し上げまして事業は起債がなければ出来ません。私等は分からなかつたものですから57年度も大丈夫だろうという安易な考えも確かにありました。そういう気持ちで57年度予算も組んでいるわけですが、ヒヤリングの時に分かりまして現在勉強中であるわけですが、今朝の地方課職員の言葉からしますと特別会計を設置しなければ起債の問題も地方課として自信を持ってないという返事がありまして、これは早く特別会計をやるべきだなあと感じたわけです。と言いますのは、事業については一般会計でいいんじゃないかと、給水が始まってからでもいいのではないかと今朝も地方課に疑問を投げ

たわけです。そうしたらそういう事情がありましたら特別会計を設けなくても出来ますよというふうな答えは確かにありましたが、その後起債はどうなりますかということから起債がうまくいくのかどうかということで問いましたところ、そこにおいては地方課も自信は持てないという返事をいただいているわけです。

○ 9番（松島重克君） 56年度はそういうことありましたか。

○ 総務課長（崎山勝正君） 56年度の場合は別にそういう問題は出ておりませんです。

○ 9番（松島重克君） 最近、この起債関係の法令の改正があったのかどうか最後にお伺いします。

○ 総務課長（崎山勝正君） 毎年度版取り扱い要綱が出ていますが、そのものについての改正はないと私は受け取っています。

○ 議長（玉城一昌君） 議案第36号の質疑中止いたします。
休憩いたします。

休 憩（午後2時08分）

再 開（午後4時41分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第34号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第34号 大宜味村火葬場設置及び管理条例について採決いたします。

本案は原案どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

これより議案第38号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第38号 大宜味村国民健康保険高額療養資金貸付基金条例について採決いたします。

本案は原案どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

これより議案第39号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第39号 過疎地域振興計画の一部変更について採決いたします。

本案は原案どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

休憩いたします。

休 憩 (午後4時43分)

再 開 (午後4時58分)

再開いたします。

会議時間の延長についておはかりいたします。

本日の日程全部議了するまで会議時間を延長いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本日の日程全部議了するまで会議時間は延長することに決しました。

休憩いたします。

休 憩 (午後4時59分)

再 開 (午後5時27分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

只今、村長から議案第36号の提案理由の訂正をしたい旨の申し出があります。

この際これを日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号の提案理由の訂正の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第7 議案第36号の提案理由訂正の件を議題といたします。

村長から訂正の件について説明を求めます。

○ 村長（根路銘安昌君） 議案第36号の提案理由に十分な説明がなされてなくて提案理由の差し替えをしたいと思っているわけです。よろしくお願ひいたします。

○ 議長（玉城一昌君） おはかりいたします。

只今、議題となっております議案第36号訂正の件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号 訂正の件は承認することに決定いたしました。

議案第36号の質疑を継続いたします。

発言を許します。

○ 7番（山川正行君） 今までの答弁からいたしますと、地方課は作る方向で指導しているようです。昨日も同じような質問をしたわけですが明確な答弁がなかったので確認の意味で質問をするわけです。

現時点で条例を制定するのと給水時点で条例が出来るのとでは利用者に対して差が出て来るのかということについて明確な答弁をお願いします。

○ 村長（根路銘安昌君） 簡易水道事業につきましては、私共これまでの計画といたしましても基本施設につきましては一般会計からの繰出しでやろうという考えを持っているわけです。一般会計からの繰出しをやりますと別に負担も変わらんわけです。しかし、これをしないと変わるということになるわけですし、この事業を進めるに当りまして基本施設につきましては今後の起債の償還も含めまして一般会計からの繰出しで賄っていこうという考えを持っているわけですし、そのようにやりますと負担には変わらんということになるわけです。

○ 議長（玉城一昌君） 他に質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第37号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

休憩いたします。

休 憩 (午後 5 時 32 分)

再 開 (午後 6 時 46 分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

これより議案第35号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第35号 昭和57年度大宜味村一般会計補正予算について採決いたします。

本案は原案どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

賛成多数であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

これより議案第36号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第36号 大宜味村簡易水道事業特別会計予算について採決いたします。

本案は原案どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

賛成多数であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

これより議案第37号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第37号昭和57年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算について採決いたします。

本案は原案どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

賛成多数であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

休憩いたします。

休 憩 (午後 6 時49分)

再 開 (午後 6 時50分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さんでございました。

散 会 (午後 6 時51分)

第4回大宜味村議会定例会会議録

(第6号) 昭和57年6月30日

1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和57年6月30日 午前10時00分)

延 会 (昭和57年6月30日 午後5時13分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 玉 城 一 昌 君	8番議員 崎 山 喜 弘 君
2番議員 平 良 真 光 君	9番議員 松 島 重 克 君
3番議員 山 城 宗 喜 君	10番議員 前 田 貞四郎 君
4番議員 山 川 保 清 君	11番議員 前 田 福 正 君
5番議員 平 良 実 君	12番議員 東 武 郎 君
6番議員 福 地 善 雄 君	13番議員 平 良 嘉 清 君
7番議員 山 川 正 行 君	14番議員 親 川 富 二 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村長	根路銘安昌君	建設課長	古我知清君
助役	新城繁正君	農業委員会事務局長	金城利明君
総務課長	崎山勝正君	厚生課長事務取扱い者	照屋林克君
経済課長	仲村順三君	書記	山城重美君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長	稲福幸三君	書記	前田孝君
------	-------	----	------

6. 議事日程（第6号）

日程第1 議案第40号 昭和57年度大宜味村一般会計補正予算

日程第2 議案第41号 昭和57年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算

日程第3 議案第42号 農村総合整備モデル事業農道No.8、9整備工事請負契約について

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午前10時12分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

日程第1 議案第40号から日程第3 議案第42号までを一括議題といたします。

村長の提案理由説明を求めます。

- 村長（根路銘安昌君） 議案第40号について、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49,375千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,429,187千円と定める。

内容につきましては後程行ないますのでよろしくお願いいたします。

議案第41号ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ122,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ411,920千円と定める。内容につきましては後程行ないますので、よろしくお願いいたします。

議案第42号についてですが、本件については議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を要しますので提案しているわけです。よろしくお願いいたします。

- 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午前10時29分）

再 開（午後3時04分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

2番退場。

休憩いたします。

休 憩（午後3時04分）

再 開（午後4時50分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

会議時間の延長についておはかりいたします。

6時まで会議時間を延長いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、6時まで会議時間を延長することに決しました。

休憩いたします。

休 憩（午後4時51分）

再 開（午後5時12分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会（午後5時13分）

第4回大宜味村議会定例会会議録

(第7号) 昭和57年7月1日

1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和57年7月1日 午前10時00分)

延 会 (昭和57年7月1日 午後7時11分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 玉 城 一 昌 君	8番議員 崎 山 喜 弘 君
2番議員 平 良 真 光 君	9番議員 松 島 重 克 君
3番議員 山 城 宗 喜 君	10番議員 前 田 貞四郎 君
4番議員 山 川 保 清 君	11番議員 前 田 福 正 君
5番議員 平 良 実 君	12番議員 東 武 郎 君
6番議員 福 地 善 雄 君	13番議員 平 良 嘉 清 君
7番議員 山 川 正 行 君	14番議員 親 川 富 二 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 根路銘 安 昌 君	経 済 課 長 仲 村 順 三 君
教 育 長 宮 城 松 一 君	建 設 課 長 古我知 清 君
総 務 課 長 崎 山 勝 正 君	厚生課長事務 取 扱 い 者 照 屋 林 克 君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 稲 福 幸 三 君	書 記 前 田 孝 君
-------------------	-------------

6. 議事日程（第7号）

日程第1 一般質問

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。

これより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議事日程は別紙のとおりであります。

休憩いたします。

休 憩 (午前10時01分)

再 開 (午前10時03分)

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

日程第1 これより一般質問を行ないます。

通告順により順次質問を許します。

◇準PTA会員（徴収金）について

○ 9番（松島重克君） 現在各校区において準PTA会員制度があるようでありますが、これ等の状況はどういうようになっているかお聞かせ願いたいと思います。

○ 教育長（宮城松一君） 各学校別に準PTA会員の数を調べてあります。

喜如嘉校区が正会員48名に対して準会員が317人、大宜味校区が正会員50人に対して準会員が170人、塩屋校区が正会員71人に対して準会員が171人、津波校区が正会員35人に対して準会員179人という状態で、会費は各校区とも正会員500円、準会員については各校区の実情に応じて100円から200円徴収しているようです。

○ 9番（松島重克君） 徴収に当たっての理由はどういうようになっていますか。

○ 教育長（宮城松一君） 正会員が非常に少なくなったという関係で、これだけの会費では会活動が難しいというようなことのようにあります。

○ 9番（松島重克君） 準会員から徴収された金は主旨どういう方面に使われているのか。

○ 教育長（宮城松一君） 運営費、事業費、各種派遣費に使われているようです。

○ 9番（松島重克君） 準会員そのものに対して使われているのかどうか。

○ 教育長（宮城松一君） 決算書などを見ても準会員が使ったのか正会員が使ったのか定かではありません。

○ 9番（松島重克君） その決算書の説明書きなり準会員が出席したり運営に参画しているかどうか。そういうことから準会員ののために使われているかどうかおよその判断はつくと思いますかどうでしょうか。

○ 教育長（宮城松一君） 総会や研修会をやりますという通知は各学校ともいっているようです。

○ 9番（松島重克君） 今の話は全部にはあてはまらないと思います。全然準会員の活動

がなされていない、準会員のやるのは何事かと、金を出すことだけだという地域もあるわけです。準会員から会費として金が集められているやり方に対して教育委員会としてはどうい
う見解をお持ちであるかお伺いしたいと思います。

○ 教育長（宮城松一君） 昨日も委員会を招集してこの件について検討したわけです。委員会の見解としましては校区民全員が教育に関心を持つということについて、準会員制も決して悪いことでなくして好ましいことではないかということが結論になっています。

○ 9番（松島重克君） 全住民が教育に関心を持つことは好ましいことだと、これはそのとおりであります。しかし、この場合は関心を持つことだけにとどまらず金を出さなければいかんということですね。これについてはどうい
う見解ですか。

○ 教育長（宮城松一君） このことについては度々申し上げているように余り深入りしたPTAに対して干渉は出来ないということが度々申し上げたわけですが、そういうことについても法的根拠があつて私は度々申し上げております。私達はPTAについては社会教育関係団体と見なしております。社会教育関係団体に対しては国も地方公共団体も共に不当な強制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならないということがあります関係で、私達はこれについて強く言っていないわけです。

○ 9番（松島重克君） 法律論を出して来られたから申し上げるわけですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の23条におきましては、こういう関係はあなた方の所管にあつてあなた方は助言指導する立場にあるということになっておるんですよ。どうですか。

○ 教育長（宮城松一君） 指導助言はこの団体から申し出があつた場合にしか出来ません。

○ 9番（松島重克君） 申し出はないでしょう。何故ないかと、準会員の団体というのはないんです。準会員の方達は知らない間に準会員に組み入れられている。そして金が集められているということです。そしてその理由は先程の正会員が少ないと、中にはあなた方は現在学校との関係はないが孫が学校に来るかも分からんと、これぐらいは出しなさいと、はたしてこれ等の言い分が正当であるかどうか。ましてや準会員は殆んど高齢者ですよ。PTAの中には教員も入っているのではないですか。当然あなた方が助言指導しておかしくない立場にあるわけですよ。委員会としてはもっとこういう問題に思いをかけてやるべきことはしっかり指導をされなければいかんのではないですか。

あなた方は図書館費の徴収もやっていたんだがあれも法律に触れていたから止めたんでしょう。好ましくない法律にそぐわないものはやはり改めていってもいいのではないか。他がやっているから具合が悪いとか面子が立たないとかそういうことは一切ないと思うんです。正しい方向に向くということは非常に結構なことである。はたして殆んど高齢者の準会員にこういう拠出金を求めるという現在のこういうことは私はどうかと思います。ただ金を

出すだけで殆んどPTAの道営には参加されておられないわけですから、現在既にこういう声が出ておるんです。

仮に自分達の孫が学校にお世話になるとしてもそれはその時にその親達がそれなりの義務を負うだろうし、又、その時点においては義務教育は当然国或いは学校を設置する自治体が責任を持つんだから今頃から早手回しに孫が入るかも分からんから金を出せと、これは筋が通らないという意見が大分出ているんですよ。それも知らない間に準会員にされてしまって義務的に会費を徴収されてしまっているからもし不信を抱かれるのならば塩屋の実情を調査されてみて下さい。お分かりになると思いますよ。これは検討する余地がないですか。

○ 教育長（宮城松一君） 準会員になった時点については私達分からないわけですが、本人の意思でやるのが建て前だと思いますが、そういう手続きを踏んでなければこれはPTA活動の運営については正会員或いは準会員全員が出て総意の基で決められるわけですので、準会員で会費を出されている方々は総会に出られて、それによって会費徴収はいやだと私はこれを止めますというようなことを意思表示した方がよろしいんじゃないかと考えます。

○ 9番（松島重克君） そういう手続きを踏まれてないから申し上げておるわけです。知らない間に会員にされて金が集められていると、総会についての通知とかそういう活動についての通知というのはないようですよ。はたしてこれが名前のように準会員というものに該当するかどうか。その辺からもあやしいわけですよ。念のために確認しておきたいと思いますが、教育長はそういう手続きを踏まないで何時の間になったのか分からないような会員においては私はこの金を出しませんよということをきっぱり申し上げていいという考えをお持ちなんですね。

○ 教育長（宮城松一君） 本人の意思も考えないで会員になされたということは会員の意識も低調でないかと考えます。塩屋あたりを考えると70歳以上の人は免除ということでやられているようです。私は希望して加入してない方々は総会あたりの決議も踏まなければならないと思いますが、これは私は出しませんよとつっぱねていいと私は考えます。

○ 9番（松島重克君） つっぱねていいと、これは正当な委員会の見解だと思いますのでこれは結構なお答えだと思いましたが、70歳以上は免除されているということは確かですか。

○ 教育長（宮城松一君） 扶助所帯、70歳以上を除くという報告を受けています。

○ 9番（松島重克君） それは何処がおっしゃったことですか。

○ 教育長（宮城松一君） 学校長からの報告であります。

○ 9番（松島重克君） 各自の意思で出さなくてもいいということは分かりましたが、やはりこういう不合理が行なわれていることに対しては委員会としても委員会の所管になるわけですから助言指導をやるべきと思いますがその点についてはどうお考えですか。

○ **教育長（宮城松一君）** 社会教育法10条、11条、12条に不当な干渉はしていかないということがありますので、11条によると求めに応じて指導助言をしなさいとありますので、私達はPTAについてはあまり深入りした指導助言ということは、或いは活動を規制したりすることは委員会として控えた方がよろしいんでないかという結論に昨日の委員会でも話し合いが持たれております。

○ **9番（松島重克君）** これは委員会として非常に消極的ですね。もう少し積極的になってもらわなければいかんと思います。

不合理なことが行なわれている場合には指導助言していいんじゃないですか。これに教員も入っているでしょう。何でそんなに遠慮されるんですか。

遠慮されているということは、準会員が減るとPTAの運営がやり難くなる。そしたら委員会に補助金を出してくれということをおそれられるという感じも出て来ますよ。もっと積極的になっていいんじゃないですか。補助金を恐れておられるわけですか。

○ **教育長（宮城松一君）** PTAに補助金は一銭も出しておりません。

○ **9番（松島重克君）** 一銭も出しておられないわけだが、PTAが運営に困りますのでということ言って来られた場合には考えなければいかんでしょう。今の場合準会員もおられるから何とかやっておられると思うんですがね。しかし、それではいかんというわけですよ。こういう不合理が大手を振っておれば、改めるところは改めて、そのためには消極的であってはいかんということです。あなたは大宜味村の教育行政を握っておられるんだから、ましてや常勤の立場においてあなたが大宜味村の教育行政において最高責任者である。だからもう少し積極的になっていただけませんか。

○ **教育長（宮城松一君）** 私達が不当な干渉をすることによって会活動が沈滞するのではないかというようなことがある関係で社会教育法の11条には求めに応じて社会教育に関する事業に必要な物資の確保につき援助を行うということがございます。だから、もし会活動が出来なくなり援助をするということに追い込まれる状態になるのではないかと考えられます。

○ **9番（松島重克君）** あなたも長い間教育関係を歩んで来られて分かっておられるでしょう。本当に社会教育団体の範囲にとどまっておるのかどうかということは。あなた方教育委員会のやるべき仕事にPTAの金が回っているということはお分かりでしょう。こんなこと言いたくないんですがね。そういうことからしますと、やはりこれは実情にそぐわない、住民感情に合わない、改めなければいかんという場合にはやはり自信を持って指導なさるべきでないかと思うんです。

今、ご存知のように大宜味村の教育界いろんな問題があるでしょう。最近もあったということ聞いておりますがね。各学校長も立派にやっておられると思いますが、それをリードし

てもらわなければいかんわけですね。こういう組織に教員も入っておられるわけですから、あなた方が余り干渉したらどうのこうのということできなしに前向きの姿勢で改めるべきところは改めると、そうでないと前進しませんよ。

我々議会からやいやい言われて重い腰を持ち上げるようでは遅いと思います。時代に合ったやり方をしなければいかんですよ。そのためにはやるべきことは積極的にやってもらいたい。又、積極的に考えるところは考えるべきであると思います。こう思うんですがどうですか。

○ 教育長（宮城松一君） 私達もいろいろ法には規制されておりますが、おっしゃるとおりやるべきことについてはこれからもやっていきたいと考えております。

◇中央幼稚園設置について

○ 7番（山川正行君） 3月議会での答弁からしますと、どうも中央幼稚園は可能性がないような気がするわけですね。

我々議会におきましても55年12月議会に幼稚園設置について決議をしているわけです。その決議について教育委員会はどういう見解をお持ちかお聞かせ願いたいと思います。

○ 教育長（宮城松一君） 要請決議文は受けておりますが、そのことにつきまして私が委員会に来る前から2園か1園かということで話があったようです。財政の効率的な面からして1園の方がよろしいかと思いますが、小中学校の施設整備が完全に出来た後で1園の幼稚園を造ろうという話が長年持たれたわけですが、急に情勢が変わって来ました。その情勢というのは、へき地保育所がなくなって大宜味校区を中心とした幼稚園児が行く場所がなくなって大変困っているということで津波校区や大宜味校区からも要請があつて私達もどうしたらいいかということで困ったわけですが、一応私達も中央幼稚園までのつなぎと考えて2園を設置したわけですが、これは財政の効率化ということに逆行することで大変迷ったわけですが、思い切って村議会からも2園を増設してくれということもありますし住民からも度々そういう要請がありますしこの際2園を増設しようということで1か年経過しました。1か年経過して良かった点悪かった点を父兄或いは1年担任とか幼稚園教諭を通じていろいろ評価してもらいましたが、それ相当のいい評価がございます。4園をなくして1園にするというとそれこそ大変なことになるということが昨日の委員会でも中央幼稚園のことは見直しをしよう、そしてこれは今のところ考えなくて4園をそのまま継続させた方がいいのではないかとということに話が決っています。

○ 7番（山川正行君） 2園を増設する場合には中央幼稚園をお考えになっていたということですが、先程のお話でいろいろとお調べになったようですがどういふことをどういふ形で調べになったかお聞かせ願いたいと思います。

○ 教育長（宮城松一君） 津波と大宜味校を通じて1年生の担任の先生のお話を聞いたことがございます。

造って良かった点を申し上げます。集団生活をしていく場合のきまり、基本的な生活習慣が身につけているので今までとは非常に指導がし易い。わがままをしない。仲良くする。はいいいえ思ったことがはっきり言える。自分のことは自分で出来る。トイレの使い方が上手である。それから1年生の特長として活動的でいろいろなことに興味を持ち学習の形態も持続出来るようになった。学校の生活にも慣れているので何の抵抗もなく新学期のスタートが出来る。

今までの1年生とは大分違っているという答えが出ています。父母の声として、仲間意識が出来た。表現が豊かになった。生活習慣が身につくつある。遊びを通じて字を憶えたり絵を表現する。親子読書を通じて話し合いが豊富になった。保育所にいた時よりも伸び伸びとして物事の受け取り方が違って来ている。近くて経費が少なくなって良かった。安全教育を受け身につけて来たので通学にも安心して小学校にも入学させた。保育所を終えた子供と幼稚園を終えた子供とは精神的に違うような気がする。

こういうような評価が出ておまして私達も2園を設置して決して悪くなかったという判断に立っています。

○ 7番（山川正行君） 私が言っているのは中央幼稚園に対する考え方を言っているんです。幼稚園はなくなるわけではないんです。中央幼稚園を造った場合にどうなるかと聞いているんですよ。

○ 教育長（宮城松一君） 中央幼稚園を見直そうという考えが出たのはいろいろありますが、反省させられておりますことは、1園にするというのは父兄の声でなく委員会の一方的な考え方であったという反省が、それから学校関係者地域住民からの要請等で情勢の変化から今の委員会の考え方になったということです。それから教育の機会均等の面から4園が理想であるという考えを持っています。それから今盛んに言われている幼稚園小学校関連の教育が一層重視されつつあるということなんです。それから5歳児教育は一般的に義務教育的になって来ていると、それから沖縄の就園率が約95、6%までいっているということです。

それから幼稚園は遠距離からのスクールバスを利用した通園は止めさせるべきであるという文部省からの指導がございまして。それに対しまして私が前に1園にするつなぎだというような皆さんに大変迷惑をかけましたことにつきましては非常に反省しております。

○ 7番（山川正行君） 今おっしゃったことは前に設置する時におっしゃったことなんですよ。

55年度から59年度までの過疎地域振興計画の中に具体的に表示されているんですよ。委員

会の考え方として鉄筋コンクリートの203平方メートル、事業主体は村、そして事業見込み額が23,893千円58年度に造ると、これは委員会のその当時からのお考えなんです。それに沿って我々もこれはいいことだからという決議をしているわけですね。ですから我々は中央幼稚園はどうするのかと聞いているわけです。各地域は中央幼稚園についての考えはどうなっていますか。

○ 教育長（宮城松一君） 各地域の父兄の声からしまして今までよりかは非常に良くなったということで、地域の声としてもやっぱり4園が理想であるということで私は理解しています。

○ 7番（山川正行君） 区長やPTAの役員とかの話はもっと具体的に聞いてないですか。

○ 教育長（宮城松一君） 区長とかその他の人々についてはまだそのような調査はしておりません。ただ1年生の父兄の声と担任の先生の声だけしか聞いておりません。多くの父兄の声を聞かなければならないと思いますが、今のところそういうところまでは調査しておりません。

○ 7番（山川正行君） 調査してなくて中央幼稚園をけるという委員会の考え方は納得出来ませんね。と言いますのは、皆さんが計画しているものを議会も同意しているわけです。幼稚園はあるんです。ないよりもあった方がいいということしか分かってないわけでしょう。4園を統合する場合にどういう弊害があるのか、或いはどういう形に出来るのかということについては何も知らされてないんですよ。だから具体的な項目について各地域の広い声を拝聴し、そして委員会の対応をどうすべきかと決めるべきと思いますがどうですか。

○ 教育長（宮城松一君） 調査をして結論を出しなさいということですが、委員会の見方では造った以上ひとつにまとめるということは大変難かしいことではないかと昨日も私達は話し合ったわけですが、造ったものをなくするというはそれこそ大変難かしいこととありますので、今のところ中央幼稚園を設置したらこういう利点があるとか、こういうことで通園させたいとかというようなことについては今のところ計画はなくて、4園をそのまま設置していこうという考え方を持っているだけです。

○ 7番（山川正行君） 中央幼稚園を造る考えはないということですか。

○ 教育長（宮城松一君） 昨日の委員会での話し合いでは中央幼稚園は今のところ考えないで、4園をそのまま定着させたいという意見であります。

○ 7番（山川正行君） それでは先程私が申しあげました計画はどうなりますか。

○ 教育長（宮城松一君） 過疎計画にあるその計画は見直しをして差し替えをしないと、その他にも過疎法に適用されない計画もありますので見直しをして差し替えしなければならない問題も沢山ありますので、幼稚園についても見直しをして差し替えをしたいと考えてい

ます。

○ 7番（山川正行君） 昨日の委員会では4園を残したいと決定されたようですね。そして計画を見直しするということですね。ところが委員会として村内の意見もまだ聞いてないでしょう。それでも委員会で決定したわけですか。

○ 教育長（宮城松一君） 委員会としての方針を決めただけであります。

○ 7番（山川正行君） 私が調べたところ、村Pの責任ある役員の方が中央幼稚園は必要だと言っています。だからその辺の意見は全く聞いてないということですよ。もう一度その辺のことも含めて委員会で検討することが出来ませんか。

○ 教育長（宮城松一君） 昨日の委員会では教育の機会均等から4園が理想であるということが決っている関係で、今すぐ1園にするということは今のところ考えてないわけです。

○ 7番（山川正行君） 村民の声は何処にあるか皆さん知っているんですか。中央幼稚園を造ることについてどういう考えを持っているかご存知ですか。村民の声を聞かなくてこれこそ先程教育長が言ったとおりの一方的ということになりますよ。委員会の考え方だけで4園を残すと、実際に財政の効率面からだけで考えられない面もありますよ。ところが4園の施設をそのまま充実出来ますか。中央幼稚園なら十分な施設を造って村内の園児を集める。そして小学校に分かれて中学校で更に集めると、その辺の効果は大きいと思いますよ。ですからもう一度各方面の調査もなさって委員会の態度ももう一度考え直してみたらどうかということです。

○ 教育長（宮城松一君） 昨日までの話し合いでは4園を定着させていきたいという意向でありますし、1園にするという調査は一応諮ってみてこれをやるかどうかについては話し合いを持ちたいと思います。

○ 7番（山川正行君） 私が言っているのは、村内の各地域の声を聞いて委員会で決められたらどうかということを知っているんですよ。

○ 教育長（宮城松一君） 村内の意見を聞いてから委員会の決定を下さいということですが、いろいろ準備もありますしすぐには出来ないと思いますが、一応その線で進めていきたいと思います。

◇学校での事故について

○ 7番（山川正行君） 学校内での事故については学校安全会から治療費や見舞金があると思います。今までその制度の適用を受けたことがあるかどうか。あればおよそ何件ぐらいですか。

○ 教育長（宮城松一君） 学校安全会の給付金状況というのがございますが5か年間の統計が出されております。それによりますと小学校が13件で176,522円、中学校が12件で

99,106円です。

○ 7番（山川正行君） 最近これに該当するようなことが起っているわけですね。そうするとこの請求期間は2か年で時効になるわけです。過去に請求されなくて該当しなかったという例があるんです。父兄の方々はこういう制度があるということはおそらく知識にないと思うんです。こういうことは十分調査して時効にならないように指導すべきだと思いますがどうですか。

○ 教育長（宮城松一君） 安全会の給付対象になるのは登下校時、校内でのおる間が対象になります。登下校時でも通常の通学路が対象になります。家へ帰ってからの怪我は対象外でございます。登下校時や校内で怪我したもので病院に行ったものは大体給付対象になりますので、学校からの報告がすぐ委員会にまいります。そういうことで給付にもれたということは今まで聞いたことはございませんが、そういうことがありましたら学級会とかを通じて父兄にこういう制度があるということを徹底させていきたいと思います。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午前11時00分）

再 開（午前11時19分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

◇塩屋漁港海岸保全事業について

○ 9番（松島重克君） 整備計画の説明を先ずお願いしたいと思います。

○ 経済課長（仲村順三君） この事業は55年度から始まりまして今年度で3年目になりますが、全体の延長が320メートル、場所としまして塩屋のモズク養殖場がありますがその近辺まで、本年度まで含めて162メートル実施しますが、残りは何年度までに完了するのか国の予算のつき方でしか分かりませんのではっきりしておりません。

○ 9番（松島重克君） 7次計画に塩屋も採用されたということですがこれの説明他にありませんか。

○ 経済課長（仲村順三君） 事業実施計画の概要等の作成はまだやっております。

○ 9番（松島重克君） 7次計画に採用されたというように聞いておるんですが、採用されたのは何かの構想なりがあって採用されたというように受け取っているんですが、そういうところのものはないんですか。

○ 経済課長（仲村順三君） 係が出張中で書類探すのに時間がかかりますので係が帰ってからそれに基づいてお答えしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○ 9番（松島重克君） これから工事がなされるわけですが、地元との調整も当然なされていると思いますがこれなどはどうなっておりますか。

○ 経済課長（仲村順三君） 護岸については実施当初から区長、或いは現場責任者と話し合いまして、何か問題が出て来た時は区長に連絡しまして、又、部落として何か問題が出て来た場合には請負者或いは役場に連絡してやるようにという連携は取っていますが、7次計については県の漁港課長も交えて漁業者の代表者と区長を含めて計画についての説明はしてございます。

○ 9番（松島重克君） 当然漁業関係者との調整はされているだろうということは分かるわけですが、地元の一般の方々との調整がどうも今までのところ十分でないような感じがしているわけです。区長にお聞きしましても首をひねったりするようなどころもあつたりしますし、地元としてもいくつかの声が出ているわけです。現在進められている護岸は従来のものより大分高くなっているわけですね。そして道路よりも上っているわけです。ご存知のように海岸に出て涼んだりながめたりというのがお年寄りの楽しみのひとつにされているということがあるわけですが、その場合に不便だという声が出ているわけです。それからご存知だと思いますがあれだけの長い距離に排水がひとつしかない。その方は工事計画の中で考えていただいているかどうか。

○ 経済課長（仲村順三君） 排水についても学校と関連するものは学校と連絡するようになっていますし、既設の排水や昇降路についてはそれなりに機能を果せるようにという考え方でやっています。

○ 9番（松島重克君） お年寄りが道路に出て高くなっているのが不便だということは当然出て来ると思います。こういう配慮も必要でないかと思えます。

工事中に地元は不便をしているようであります。

業者もそれなりの配慮はあろうかと思えますが業者も工期中に能率を上げなければいかんということはやはり頭にあるわけですから、地元の不便さというところまで十分配慮がなされるかどうか分からないんです。こういうことも含めて地元との調整というのも考慮に入れていただくべきでないかと思えますがどうでしょうか。

○ 経済課長（仲村順三君） 確かに計画当初から地元の説明をしまして協力方を願うべきであったんですが、そういうことがなされてないで反省しておりますが、これからのものについては努めて部落、或いはその周辺の人々の意見も聞いて、或いは事業執行中に迷惑のかからないような方法で請負業者にも指示をしていきたいと思っています。

◇貸借地の稲作転換奨励金の受給権について

○ 10番（前田貞四郎君） この稲作転換の奨励金の受給者は貸地人になるのか。借地人になるのか。又、村内の実情はどうなっていますか。

○ 経済課長（仲村順三君） 奨励補助金を受けられる方は水田利用再編対策事業の実施要

項の中に稲作転換をした農業者となっております、その土地を利用して農業をしている人が受給するということになります。

村の現状はどうなっているかということですが、そのとおり事業は実施しております。

○ 10番（前田貞四郎君） ある部落においては地主が貸地させているがその地主が奨励補助金を取っている部落があるということを知っていますが、ご存知ないですか。

○ 経済課長（仲村順三君） 地主がやっておれば当然地主がもらえますが、小作させているものについて地主がもらっているということ聞いておりませんので、農業者ということでやっています。

○ 10番（前田貞四郎君） 謝名城では一部貸地させているけれども地主が補助金を取っているということを知っていますが、そういうことがあれば正しい方向に指導する考えはないですか。

○ 経済課長（仲村順三君） 土地を借している方が補助金もらっているかどうか確認して今後そういうことがないようにしていきたいと思います。

◇森林公園について

○ 8番（崎山喜弘君） 森林公園については大分以前から計画があるという長のお話でしたが、公園の実施計画についての実施計画図が出来ているのかどうか。

○ 村長（根路銘安昌君） 森林公園につきましては現在のところ実施計画はございません。要請の段階でございます。これは補助を受けるか、或いは県の事業で県民の森、そのようなものを県営でやってもらいたいという要請もして来ましたが、しかしながら県営の森林公園につきましては県としては今ここに予定されてないということがあるわけなんです、それで林業構造改善あたりでは該当はするということを言っているわけなんです。それでそれにつきましては補助事業で該当するような要請の段階でございまして、まだ計画の段階に入っておりません。

○ 8番（崎山喜弘君） 村として村内に森林公園を計画なさるには村民が親しく出来るものにするとか、現在村には村花や村木というのはありませんが、森林公園を造るには植える木などの選定もしなければいかならうと思いますが、村花村木などの選定のお考えはありますか。

○ 村長（根路銘安昌君） 先程申し上げましたようにまだ要請の段階でございまして、おっしゃるとおり森林公園は特殊な樹種を植えた方がいいのではないかと考えています。

村木村花も村として直接公園とかかわりなくても制定の必要性はあろうかと思っているわけです。ですからこれは森林公園の実施出来た場合の計画の中に樹種とかは入れるべきであらうと思います。

- 8番(崎山喜弘君) 要請の段階ということですが、その可能性は十分考えられるのかどうか。
- 村長(根路銘安昌君) 現在のところ林業構造改善で可能であるというふうな県の考え方は示されています。

◇身体障害者について

- 7番(山川正行君) この件について前に質問した時に調査をするという答弁がございましたので、村内の身体障害者の実態についてお伺いします。
- 厚生課長事務取扱い者(照屋林克君) 去年の8月頃だったと思いますが区長にお願いして村内の障害者の実態を調査しようと一応実施はやったわけですが、区長の内容が不十分で我々が手帳を持っている台帳よりも減っているということで不十分な点がありまして、今のところ十分把握してないのが実情です。
- 7番(山川正行君) そういうことを必要としている方々で手帳を持ってない人が沢山いるわけですね。その原因を聞いてみますと名護でしか認定してもらえないと、だから名護に行くのは非常におっくうであると、それで村で認定してもらえないかと、障害年金とかのいろいろな制度があるわけですがそういう該当する方々にもれないか。
- 厚生課長事務取扱い者(照屋林克君) 名護に行って専門医に診てもらって認定を受けているわけですが、障害にはいろいろありましてそれは各々専門医で診てもらわないとその障害について認定出来ないわけです。ですから本村の診療所ではそこまで出来ないわけです。それから障害を持っていて障害年金や福祉年金を受けてない人がいるのではないかということですが我々のところでは2級から1級の方は手帳持っていますと直ぐ障害年金の該当者になりますのでその辺りは十分指導して今のところはもれないと思います。
- 7番(山川正行君) 専門医の認定がなければ手帳の交付が出来ないということですが、これに対して当局として専門医を招へいして診てもらうとかいうことは考えられませんか。
- 厚生課長事務取扱い者(照屋林克君) 実は沖縄県の厚生相談所がありましてこちらの方が巡回診療を実施しているわけですが、こちらを通しまして福祉事務所と連携して去った25日に肢体不自由の障害を持っている方々32名診てもらいました。これは外科或いは整形外科の医師でないと、沖縄整肢療護園の山田先生が主に担当して巡回診療をやっているわけです。それで耳とか言語障害とかはその先生では出来ないわけです。厚生相談所に行きますと他の障害については巡回診療はやってないという返事がありまして、村独自として実施するという事は今のところ考えておりません。
- 7番(山川正行君) 必要としている人々について招へいしてここでやるということでも、専門医の所に一緒に行って認定してもらおうというような便宜を図ることについて

はどうか。

○ 厚生課長事務取扱い者（照屋林克君） 方法としてはいろいろあると思いますが、その辺りについては検討課題として考えてみたいと思います。

○ 7番（山川正行君） 実態調査と皆さんの数字が違うというのはその辺にあると思うんです。1人ではいけない或いはおっくうだという方がいらっしゃるわけですね。そういう人を団体で行って認定を受けるとか、そういう面で何とか便宜を図ってもらえないかということです。

○ 厚生課長事務取扱い者（照屋林克君） 今ここですぐやりますというお答えは出来ませんので、研究課題として検討させていただきたいと思います。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午前11時59分）

再 開（午後1時05分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

◇大宜味農道の村道認定について

○ 3番（山城宗喜君） 私は昭和56年6月の一般質問において大宜味農道の村道認定について質問いたしましたのに対し、村長の答弁の中で農道を造って直ぐ村道に編入出来るか制約はないかということ調べる必要があるのでは県の担当部局とも相談してから対処したいということでございました。その後その件について県の担当部局と折衝なされたかどうか。折衝なされておればその経過についてお伺いいたします。

○ 村長（根路銘安昌君） 担当部局において積極的ではないが可能であるということです。これは受益者との関係もあるわけですので部落からも村道に編入してくれという要請がありましたら、村といたしましても村道に編入することは財政の面からも利益でございませぬので村道の編入は可能であるということが言えると思います。

○ 3番（山城宗喜君） 村道認定を強く要望されているのでその実現に向けて更に対処していただきたいと思うわけですがどうか。

○ 村長（根路銘安昌君） 地域の人達の意見も聞いて実現に向けて努力したいと思います。

○ 3番（山城宗喜君） 実現の見通しについてお伺いします。

○ 村長（根路銘安昌君） 地元とも相談しなければいかんということです。

その結果によって地元からも要望がありましたら村道に編入する手続きを取らなければいかんと言うことです。

◇改善センター屋外公衆便所の設置について

○ 6番（福地善雄君） 喜如嘉の砂浜は広くてきれいなため夏期になればテントを張り

キャンプを楽しむ人々が沢山集まって来るわけです。そこで用を足すのが多くなるわけです。そしてその浜近くの民家を利用して非常に迷惑になっているということが聞かれるわけです。今後とも夏期になれば沢山の人が集まって来ると思いますが、村としてセンター敷地内に公衆便所の設置をしていただけないものかどうか。

○ 村長（根路銘安昌君） 今のところセンターの敷地内に公衆便所を設置するということは考えておりません。

○ 6番（福地善雄君） 是非次年度に予算を計上して設置してもらいたいと思いますがどうお考えでしょうか。

○ 村長（根路銘安昌君） 私の考えとしては今建設する考えはないということです。

◇過疎法と辺地法について

○ 5番（平良 実君） 過疎法が国土庁、辺地法が自治省と管轄は違っていますが、都市との格差是正を図るのが目的でないかと理解していますが、次の点についてお伺いします。

過疎法と辺地法の相違について、辺地法は村一円に適用されるか、辺地法が適用されると過疎地域振興計画に変更があるかどうか。この3点についてお伺いします。

○ 総務課長（崎山勝正君） 新過疎法は55年4月1日からの適用でございましてその中で過疎地域というのがございまして、過疎地域は昭和35年の国勢調査の人口から昭和50年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口にかかる昭和35年の人口で除して得た数字が0.2以上であるという基準があります。それから地方交付税法第14条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第11条の既定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で昭和51年度から昭和53年度までの各年度にかかるものを合算したものの3分の1の数値が0.37以下であるというふうな基準がございまして、そういうものに該当しているのが過疎地域と、いわゆる過疎法の適用を受ける地域であるということでございまして、その法律の適用を受けている私達は過疎地域の団体に指定されています。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行規則というもののなんですが、この規則が57年4月1日から施行されましてこの中で辺地とはどういうものかというのがありまして、第2条にあります、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行令、第1条辺地の要件に規定する自治省令で定める辺地の程度の基準は当該地域についての辺地の点数が100点以上とするということから自治省令の中で基準が示されておりまして、その数値が100点以上の所が辺地というように認定されています。

そういうことで村一円に適用されるかということですが、これは村一円ではございません。本村で適用される辺地は3か所です。県が示したものがありますが、江洲が交通圏の辺地、

上原が通学圏の辺地、押川が通学圏の辺地となっています。県全体では73地域が辺地としてされています。

過疎地域は先程申しました数値からの団体ですが辺地というのは団体の中の一部でありますので過疎法を受けてない所でも辺地を受ける団体も沢山あるわけですし、地方課の考え方としましては過疎法が優先するということでもありますので、県の考えとしましては過疎債適用外の辺地の地域を辺地債を活用させようじゃないかというような考え方を持っているようでございまして、計画の変更はございません。

◇農村総合整備モデル事業農業生産基盤整備事業について

- 13番（平良嘉清君） ほ場整備について当初予定していた所はガジナであるわけですが、これは予定どおり可能であるかどうか。
- 建設課長（古我知 清君） 現在のところは予定どおり進めるつもりでございます。
- 13番（平良嘉清君） 予定は57年度でございましたが、地域との話し合いはどの程度進んでいますか。
- 建設課長（古我知 清君） 区長を通じて地主の意向をまとめてくれという段階です。
- 13番（平良嘉清君） 実施予定年次はどのようにお考えであるか。
- 建設課長（古我知 清君） 期限については限定はしておりませんが、地主の意向が固まり次第実行に移したいと考えております。
- 議長（玉城一昌君） 先程の9番議員の質問に対する答弁を求めます。
- 経済課長（仲村順三君） 漁港整備の件ですが、地点としましては塩屋部落の山城覚正さん宅の前から根路銘寄り国道沿い白石崎に向けて約400メートルの地点から西側防波堤が270メートル、それから南防波堤が70メートル、沖の方の護岸が94メートル、北側の護岸が135メートル、その外郭の中に水域、航路、継留地舟揚場、輸送路などがその中に入りまして、事務所等の用地として埋立地が37,300平方メートル大体そういうふうな計画で7次計の事業を要請しています。
- 9番（松島重克君） 今の話は前に部落で聞いていたものとはほぼ似たものというように受け取ってよろしいですか。
- 経済課長（仲村順三君） 地点については部落で話したものが県の指示もございまして二転三転しておりますので、前の説明したものと多少違っております。
- 9番（松島重克君） しかし、やや似たものであるということは言えるわけですね。
- 経済課長（仲村順三君） そうです。

◇保養センター長寿村の誘致について

- 9番（松島重克君） その後の折衝経過についてお伺いしたいと思います。

○ 村長（根路銘安昌君） 誘致につきましてこれまでも県と折衝して来たわけですが、県がこれから国に対して要望して誘致したいというもので今までの国民年金保養センターにつきましても県として今までの国との折衝からして望みがなかろうと、長寿村につきましても望みがなかろうというような県の考えのように伺えます。

それで最近になりまして、この保養センター長寿村の構想は大型のものでございます。中型の保養基地ということで国に対して沖縄県に誘致の要請を考えているのではないかと、そういうことで今までの保養センター長寿村については県としてもあきらめているようでございます。

○ 9番（松島重克君） 県としてあきらめているということですので、では村長としては断念したということですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 中型の保養基地を誘致しようという県は考えているようですので、これに向けまして村としましてこの地に中型の保養基地を是非誘致していただきたいというふうに陳情をいたしております。

○ 9番（松島重克君） 従来の長寿村保養センターは断念したのかと聞いているんですよ。

○ 村長（根路銘安昌君） 今度の中型の保養基地、今までのものは県としてあきらめているようでございますので、やはりあきらめているものに何時までもやるわけにはいきませんので、新しく県が考えているであろうと思われる中型の保養基地を是非誘致していきたいとやっているわけです。

○ 9番（松島重克君） 議長、質疑に対する答弁とは思えないんですがね。

何回も言うようですが答弁ははっきりしてもらわないと、私の質疑が受け取り難いんですか。

県が断念しているということだから村長も断念したのかということを知りたいんですがね。断念したならしたとはっきりお答えいただきたいと思います。

○ 村長（根路銘安昌君） 保養センターの誘致については断念しておりません。

○ 9番（松島重克君） 断念してないわけですね。じゃあどういふようにその後の折衝が行なわれたか。県の何処を相手にどのようなことをどのようにやっておられるのか詳しくお聞かせ願いたいと思います。

○ 村長（根路銘安昌君） 先程から詳しく申し上げているわけでございます。

国民年金保養センターと長寿村は県としてあきらめていると、しかし、同じく保養センター名前と規模が違っているだけでございまして、その保養基地の誘致についてはあきらめてないということでございます。そういうことから中型の保養基地につきまして陳情しているということでございます。

その折衝につきましては県の住民福祉部とやっております、そこに年金保養基地の陳情

書も出してあります。

○ 9番（松島重克君） こういう折衝はかなり難しいのではないかと推測するわけですが、私がお聞きしたいのは、こういう折衝を何回ぐらい何処と持って相手はどんなことを言っ
てこちらはと言ったんだと、これを聞きたいんですよ。もう10か年経っている問題ですから
ね。

○ 村長（根路銘安昌君） これまでの国民年金保養センター長寿村などにつきましては県の
年金課長におきましてもこれは見込みなさそうだと言っているわけです。それで最近にな
りまして中型のものということになりまして、そういう動きがあるということで年金保養基
地の誘致につきまして改めて陳情しているということです。その要請につきまして住民福
祉部の大城参事官にも相談いたし、それで陳情につきまして県といたしましてもこれから調
査して検討したいと、そして国にも要請したいということをおっしゃっています。

○ 9番（松島重克君） 私が申し上げているのは、従来の保養センター長寿村は県が断念
されたということだから村長は断念したのかと言ったら断念してないということだからやや
こしくなっているんですよ。従来のものは断念して新しく中型のものを陳情書出したと、そ
こら辺はつじつまが合わなくなっているんですよ。従来から誘致をしようとしておった保養
センター長寿村は県がもう見込みがないということであなただけ断念されたのかということか
ら整理しないと前に進まないと思います。これは断念されたのではないですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 従来からの国民年金保養センター長寿村につきましては県とし
ましても誘致を断念しているようでありますので、我々としても断念せざるを得ないと、そ
の代わり保養基地そのものは断念したわけではなくして新に中規模の保養センターの誘致につ
きまして陳情しているということです。

○ 9番（松島重克君） 従来のものはもう断念したと、現在折衝されておるのは新しく中
型のものを誘致しようということなんですね。中規模の保養基地というものはどういうもの
であるのか説明願いたいと思います。

○ 村長（根路銘安昌君） 今までの国民年金保養センターというのは国民年金の余裕金か
ら資金は出るわけです。長寿村につきましても保養基地に変わりはないわけですが名前が長
寿村ということでして、長寿村の場合は国民年金、厚生年金、船員年金から資金が出る仕組
みになっているように感じるわけでございます。

中型の保養基地の場合は今度の計画は厚生年金の方から資金が出されるというふうなこと
で、両方が大型で厚生年金から出るのが中型で、中型と大型では規模そのものが違ってくる
のではないかと考えております。

○ 9番（松島重克君） 中型のものはどういうようになっているのかその中味が聞きたい

わけです。

○ 村長（根路銘安昌君） 中味につきましては県の計画があるかと思うんですが、県もどういうふうにやりたいという素案もあるようですが、具体的に公表していいものかどうか問題がありますので具体的なものは控えたいと思います。

○ 9番（松島重克君） 具体的なものは言えないということでは困るんです。現在では情報公開ということが言われているんですよ。ご存知のように現在では工事関係でも総て公開しなさいということでしょう。この程度のもを公開したらうんぬんということはおかしいですよ。まして我々は村の議決機関でしょう。そういうことでは我々の判断は成り立たないわけですから、村長が新しく中型のものを誘致しようと言うからにはやはりある程度中味を考えられたと思うんです。その中味をお聞きしたいんです。そうでないと我々はどういうものを誘致しようとしているのか見当もつかないんですよ。

○ 村長（根路銘安昌君） どういう施設をやるということは最終的にはそれを経営する人が考えなければいけません。保養基地と申しますと通常考えられることは宿泊施設、リエクレーション施設などが予想されるわけです。

○ 9番（松島重克君） 今度の中型というのは前のものに比べてどういうようところが違うのかということをお聞きしたいんです。

○ 村長（根路銘安昌君） 中型という規定は我々法律上のこと良く分かりません。大型に比較して中型のものだということが言えると思うんです。規模的な面での中型だと。

○ 9番（松島重克君） とんでもない答弁ですよ。吹き出すんじゃないですか。あなたが今までのものを断念して新しく中型のものを誘致しようという考えをお持ちになったのは、中型のものはこういうものだからそれなら本村に誘致すべきだということとされたということだから、どんなものかということぐらい説明してもらわないと困りますよ。

○ 村長（根路銘安昌君） この保養センターは私が造るということではございません。その施設を誘致しようということとさせていただきますので、保養基地となりますと宿泊施設とかそういうものになるということですよ。

○ 9番（松島重克君） 今の話では自分が造るのではないから分からないということに通じますよ。あなたが誘致しようとしている中型の保養基地とはどんなものですかと聞いているんです。

○ 村長（根路銘安昌君） 年金保養基地の中型でございます。そこには宿泊施設などが予定されているということとさせていただきます。

県が中型の保養基地を誘致する動きがあると、それを察知しまして、前のものと内容的に変わらんでしょうが規模が違って来るというふうなことを考えてそのように私も理解してい

るわけです。

○ 9番(松島重克君) 今の答弁からしますと全く内容を知らないでただ中型の保養基地を誘致するんだというふうにしかな聞えませんよ。それでは誘致して中味が分からんでしょうが。こういうことは誘致される前にもっと検討されるべきでしょう。中型の保養基地というのは前のものと何処がどう違うのか。そしてこれが本村の実情と合っているのか。そこら辺まで検討して本村の実情に合っている。それでは誘致しましょうというのが順序ではないですか。ただ、前のものがだめになったから今度は中型をしようと、これでは無責任過ぎますよ村長。誘致するならそれなりの検討をしてからやらなければ、前のものがだめだったから何でも持って来てもいいということではいけませんよ。これはもっと検討しなければいけないのではないですか。

中型というのは分かっているが従来のものと何処がどう違うということはお分かりにならないのではないですか。

○ 村長(根路銘安昌君) 先程から申し上げておりますように大型に比して中型であるわけです。

○ 9番(松島重克君) 誘致しようとしている中型は従来のものと何処がどのように違って来るのか。これぐらいは説明して下さいよ。

○ 村長(根路銘安昌君) 説明を聞きますとこれは大型に対して中型であると、資金の出方が違うということとして施設の内容についてはそう変わらんわけだが、規模的な面で違って来ると思っています。

○ 9番(松島重克君) 今までの村長の答弁を聞いておれば誘致の決定ということは時期尚早ですよ。内容も分からなくて誘致をしようと、これはどうでしょうかね。誘致しようとする中型の保養基地なるものをもっとお知りになって、そしてこれは誘致して然るべきものであるのかどうか。こういうようになされるのがいいと思います。

正直に言って私が何故こういう問題をお聞きしているのかと言いますと、10か年前に村長の説明を聞いて保養センターが2、3年後に出来るから琉球政府に土地を提供しなさいと、そういう説明を聞いて賛成したわけです。しかし、10か年経っても出来ておらないということなんです。だから、あなたも私も任期はもうわずかでしょう。だからこの辺で区切りをつけておくべきでないかということでもしつこく申し上げているんです。ある程度後の処置の方向だけでも決めておくべきだということで申し上げているんですよ。今の状況であるならば本村が好まない施設が来る可能性がある、来ないという保障は出来ないでしょう。こういう懸念があるからやはり任期が終りに近づいている時点で何等かの方向づけだけはしておかなければいかんということで申し上げているわけです。この辺について何かお考えがあるよ

うであればお聞きしたい。なければ結構であります。

○ 村長（根路銘安昌君） おっしゃるとおりこの土地の問題は10か年を要しているわけです。ところがその当時を振り返ってみますと、県が復帰後直ぐやるんだということでこの土地の買入れも県はやったわけです。その後事情があったかも知らんが現在までやってない。それでその誘致につきましては早急な施設の設置につきまして毎年のごとく要請しているわけなんです、県が新しく考えているであろうと思う中型の保養基地、それにつきましても同じく年金保養基地でございますので、金の出所、規模等は違いますが是非この施設は県が10か年前からこの用地として買い上げている土地に誘致していただきたいということを要請しているわけございまして、私としましては県が保養基地を造る目的で買い上げしている土地でありますので、保養基地に活用していただくようにというふうな考えを持っておりまして、今回も更に陳情をやっているわけでございます。出来るか出来ないかということは今申し上げることは出来ないわけですが、県が土地を買った目的を実現させるためには是非我々は今後とも続けなければいかんと思っているわけです。

休憩いたします。

休 憩（午後2時01分）

再 開（午後2時10分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

◇村営住宅の増設と方針について

○ 10番（前田貞四郎君） 今後何か年で何世帯の増設を予定しているか。58年度に屋古に予定されているようですが、その他に何処を計画されているか。

○ 村長（根路銘安昌君） 村営住宅の建設計画は過疎計画の中に50戸とやっているわけです。これは5か年の計画でございます。場所は現在造っている所、更に屋古に次年度に向けまして交渉をやっているわけです。その後の分は土地をまだ見つけておりません。それで今の計画からしますと、56年度で造りました12戸、今年予定しています8戸、そして来年屋古の土地がうまく相談出来ますとそこに20戸という予定になっています。

○ 10番（前田貞四郎君） 村営住宅が一地域に偏在するということは学童の過疎化に影響するのではないかと、特に小学校の運営ということも考慮に入れて建設すべきでないかと思っておりますがどうですか。

○ 村長（根路銘安昌君） おっしゃるとおり確かに公営住宅が一地域に集中しますと過疎の問題が起って来るわけです。それで出来るならば多くの地域に配置したいが、問題は土地問題でございます。この土地問題が解決されるならば多くの地域に配置したいと、更に村内にどのぐらいの方が入るかという動向も見なければいかんわけでございますが、現在50戸の

計画でございますが住宅を必要とする人がそれ以上であるならば計画を変更しまして増やすということも可能でございます。

○ 10番（前田貞四郎君） 用地の確保についても一か所に30戸とか20戸を造るよりも10戸とか小さい団地にすれば用地の確保も容易でないかと思いますが、そういう考えはありませんか。

○ 村長（根路銘安昌君） 確かに現在の人口の動向からしましてこれはおっしゃるとおりその方が良かろうと思うんです。しかし、補助条件が違うようでございますので十分検討しなければいかんと思っています。

○ 10番（前田貞四郎君） 公営住宅の建設場所はバス待合所から何メートルとかいう制約はありますか。

○ 建設課長（古我知 清君） 公営住宅法の中にそういう制限はございません。

◇し尿処理問題について

○ 3番（山城宗喜君） 本村民のし尿処理は現在名護市の衛生センターの施設を使用していますが、使用料として月額350千円を納めてし尿処理をいたしている現状であります、この施設は何時まで本村が使用出来るかその見通しについてお伺いいたします。

○ 村長（根路銘安昌君） 本村が名護市の施設に投入した時点におきましても能力の6割稼動であったわけです。現在になりましてその稼働率というのは更に減っているだろうとすることは住宅などの新築がなりますと水洗便所とかで向こうの稼働率は毎年減っていくということになります。それで更に余裕がありまして去年から東村も入れているわけです。あの施設のある間は十分使えるのではないかと思っています。

○ 3番（山城宗喜君） 現在は何とか出来ていいと思いますが、この施設が何時までも使用出来るという保障はないと、そこで考えられますことは将来において北部三村において一部事務組合の事業として運営する方針は考えられないかどうか。

○ 村長（根路銘安昌君） 現在予想される場所では名護市の衛生センターが使用出来ないということは一応我々では予想しかねるわけです。名護市では去年東村を入れて国頭も必要であるならば入れてもいいのではないかという現在の名護市の考え方でございます。三村でその施設を造るよりも名護市の施設を利用した方が負担が軽いわけです。そのように積算されているわけでして、ですから名護市の施設が使用出来なくなるということは予想しかねますので、将来に向けましても私といたしましてもそのような話し合いしたことございません。

○ 3番（山城宗喜君） 私が申し上げることは永久の保障ということは考えられない時期が来るかも知れませんが、もし何かの状況が将来起るとするならば何かの方法で考えな

ればならんところの時には何かの方法を講ずるべきであるということです。それについていかがですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 現在予想するところではそういうことが考えられませんので、今計画はないということです。

◇県の二次振計に対する村と県の調整作業について

○ 13番（平良嘉清君） 町村段階から吸い上げたものが原案作成だと思っているわけですが、調整作業がなされたかどうか。

○ 村長（根路銘安昌君） 県の二次振計に対する県からの調整ございません。

○ 13番（平良嘉清君） パイン産業につきましては本村として酸性土壌でそれなりに生産性が高いということで一次産業の主要作目となっているわけなんです、それについての総合的な委員会があるかと思いますが、それについて何か考えたことございませんか。

○ 村長（根路銘安昌君） 県のパインアップル審議会に諮られたかどうかは良く分かりません。

○ 13番（平良嘉清君） 県には果樹振興委員会がございます。56年3月に答申が出ています。この審議会の答申も得て県は策定作業に基づいて県の原案は策定されたと解釈するわけですが、そういうことに参加したことがございませでしたら、村独自のパイン産業に対する計画をお示し願います。

○ 村長（根路銘安昌君） 県の二次振興計画の案が今日の新聞に出されている。その振興計画そのものは何の作物がいくらということにはございません。振興計画はひとつの基本構想みたいなものでございますので。例えば熱帯果樹の案の中にこれだけしか出てないわけです。パインを初めとする熱帯果樹等については需要の動向に応じた生産の振興を図るとともに優良品種の導入、改良、栽培技術の改善を進め生産性の向上と、これだけしかないわけです。これが知事案で今政府に上げているところの第二次振計の熱帯果樹パインの項でございます。

○ 13番（平良嘉清君） 予算面の裏付けは二次振計の中にうたわれてないか。

○ 村長（根路銘安昌君） 二次振計の予算は私も分かりません。又、国としても分からんのではないかと考えています。二次振計の案が国に出された段階でありまして、予算というのは毎年の実施計画が出来て初めてどのくらいの予算がつくかということでございまして、振興計画そのものはひとつの作文的なものでございます。

○ 13番（平良嘉清君） 地元の村ではパイン産業の面積の動向については計画がないかどうか。

○ 村長（根路銘安昌君） 二次振計につきましてパインの項は申し上げたところでございます。ですからこれは作文的なものでございまして、具体的な数字的なものは実施計画に出

て来るのではないかと考えるわけなんです。

○ 13番（平良嘉清君） 町村単位で申しますならばパイン産業の面積の動向について村独自の案としてないかどうか。

優良系統の種苗確保のためにはどのような格好でやるか。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午後2時39分）

再 開（午後2時44分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 村長（根路銘安昌君） パイン産業に対する二次振計の位置づけの面積、生産量、優良種苗の確保対策、流通及び価格対策というふう質問には出て来ているわけですが、このようなものは二次振計の中には先程申し上げましたものしか出てないということです。それで村といたしましてもその趣旨に沿った方向で進めなければいかん。特にパイン産業は外国ものとの競合がございまして、これは国の政策において左右される農産物でございます。そのようなものを抜きにして村だけでやるということは問題であるわけです。

○ 13番（平良嘉清君） 林業振興対策に対する二次振計の位置づけについてですが、本村の林野面積は相当大きなものでして林野におけるところの開発というのが各地域で叫ばれていますが、それも二次振計にはうたわれてないかどうか。

○ 村長（根路銘安昌君） 林業におきましても二次振計には具体的なものは出て来ないわけなんです。それで林業の振興につきましては、森林資源を整備することにより森林の経済的機能と公益的機能の総合的向上を図るとともに亜熱帯地域の特性を活かしたところの林業の育成を図ると、そういうことが二次振計の林業に対するものでございまして、ですから村のどういうところが二次振計に入るといことは具体的なものはまだ出て来ないんです。

○ 13番（平良嘉清君） 二次振計を策定して国に上げる段階では、審議会が成案して県議会に提案して国へとなるわけですがこの審議会が成案する前に市町村会でどの程度検討なされているか。

○ 村長（根路銘安昌君） この振興計画の案を説明したに過ぎないわけですし、これに意見を求めるというふうなことはなかったと思います。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午後2時51分）

再 開（午後3時06分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

◇やちむん構想及び撤去命令事件について

○ 9番（松島重克君） やきものに対して何か事業をやろうというお考えがあったようですが、構想についての進行状況についてお聞きしたいと思います。

○ 村長（根路銘安昌君） やちむんの構想作りのために総務課の企画で作業を進めているわけですが、内部資料としてのものは出来上がっているということです。それで早急に検討して検討の結果を踏まえまして検討会をやってもらおうというふうにやっているわけです。その前に任意でありますはやちむん組合がございます。その代表の方達とも相談いたしまして構想作りに協力していただきたいということで相談したいと思います。

○ 9番（松島重克君） 前にやきもの構想についての印刷物が議会にも配布されたわけですが、あの内容と大きく変わりますか。

○ 村長（根路銘安昌君） 内容は随分変わって来ると思うんです。伝統工芸としての地場産業の振興としての考え方、どういう事業をやるのかということも含めなければいかんと思います。

○ 9番（松島重克君） 前に出されておりました構想に関する印刷物は何処から出たものでしょうか。

○ 村長（根路銘安昌君） その時は経済課の職員が構想の案を作ったと思うんです。そのように考えております。

○ 9番（松島重克君） あれは私的なものであって全然参考にならないということですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 全く問題にならないということではございませんが、伝統工芸産業的なもので育成していくためには県の計画とも関連して来ます。県全体からながめたところの伝統工芸の育成という位置づけをしてやっていきたいと思います。

参考になる面もあろうかと思います。私的なものというよりも結局は職員がやっているわけですから私的な面とも言えないわけなんです、確かに計画を作ってくれと依頼はしたわけなんです。正式な報告なくしてやっているわけです、私的なものではないわけですが採用されなかったというわけです。

○ 9番（松島重克君） やきもの条例うんぬんということが聞かれたわけですが、これなどはどうなっていますか。どういうものでその後どうなっているかお聞きしたいです。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午後3時17分）

再 開（午後3時29分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 村長（根路銘安昌君） 土採り場の条例でございしますが、審議会でも審議をいたしてお

るわけですが、現在審議保留状態になっているわけです。

○ 9番（松島重克君） やきもの条例というのはどういうものであるのか検討がつかないわけです。どういう趣旨のものであるのか概要をお知らせいただけませんか。

○ 村長（根路銘安昌君） 地域を指定して土の確保ということから地域内から採ってもらうということで、それでやちむんをやる人達が心配しているのは原料が何時まで続かというのが心配しているわけですので、それで私共といたしましても将来におけるところのやきものの振興を図るにはどうしても原料の確保が大事であろうという観点から村有地内にある所は採土場に指定をして、ある程度安心して仕事をやってもらうということで原料採り場の指定を考えております。土は無償で提供したいという考えで話し合いしまして、それで条例化をしなければいかんのではないかとということで検討をしてもらうようにしたわけです。

○ 9番（松島重克君） 今の答弁では土を採ることについて条例を作ろうというようにお聞きしたわけですが、私が聞いておるところではやきもの条例が出来ておれば今問題になっておるような撤去命令という問題は発生しなかったのではないかとというようなことを聞いているんです。そうすると先程の土を採るだけの規定であるのか疑問があるわけなんです。土を採るだけのことに關する条例ですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 素案の中にはその他のものも入っているわけですし、慎重にやるために保留状態になっているわけです。

○ 9番（松島重克君） そうしますと、これが早目に出来ておればこういう問題は出て来なかったということは大体合っているわけでしょうか。

○ 村長（根路銘安昌君） そういうふうなことを含めるべきでないというふうな私共の考え方でございまして、4、5年前にやちむんをやっている方々と話し合いやって、そこには施設も造らせてくれるなというふうな強い要求もあったわけです。そういうことで我々としても構想を作る場合に集団的に一地域につくるかどうかという意見を聞いたわけですが、分散した方がいいという意見がございまして、更に彼等が一番要求するのは土のある地域に施設はさせないようにしてくれという要求でございまして、ですからそういう土のある地域には施設を認めないようにしようと、ところがそれだけでいいかということになると、その他にもしやちむんをする場所を決めるとなると何処にするかという場所的な問題があるわけです。そういうことで審議がストップ状態になっているわけなんです。

○ 9番（松島重克君） 構想も進めつつあると、そして条例につきましても審議会で検討されているということのようですが57年度の村長の所信表明の中にはやきものに関することがうたわれておらないんですがね。これは前年度はうたわれていたんですが、何か特別な理由がありますか。

- 村長（根路銘安昌君） 特別な理由はございません。
- 9番（松島重克君） その年度の村の大まかな事業なり姿勢なりというのは大体所信表明で判断をするわけです。取り上げるものが何もなかったということですか。
- 村長（根路銘安昌君） 特別な理由があって取り上げなかったということではございません。
- 9番（松島重克君） 条例を作ろうとか構想資料をまとめているとかそういう活動をなされておるんだから触れられるべきでなかったかと思います。触れられてないから止めたのかなあと思ったりしますよ。

本村のやきもの構想というのがタイムス紙に取り上げられたことは前に私がお聞きしてお分かりだと思いますが、あれの調査をしてみると、あれは何処から出たのか分らんということでしたが、当局はあれに対して訂正申し入れもされなかったということでしょう。そこに問題点が出るひとつの理由でもあったわけですね。だからどのような経過でああいう記事になったのか調査すると言っておりましたが、調査の結果どうになりましたか。

- 村長（根路銘安昌君） 大変申し訳ございません。それについて調査してやるようにと助役にも話し合っているわけなんですけど、まだはっきりしたものが出来て来てないわけでご報告出来ないのが申し訳ないと思っています。
- 9番（松島重克君） こういう記事がどういう経過でああいう記事になったのか将来のために知っておかれるべきでないかと思えますね。

撤去命令に対して関係者から議会に陳情がまいると、議会としてあれこれ検討した結果経過を踏まえて善処されたいという決議をしたわけです。それに対して私がお聞きしたところでは、当局はあくまで行政の立場としては撤去させた後考えたいということだったですね。

それでその後どうなっているかということをお尋ねしたいと思います。

- 村長（根路銘安昌君） 不法で入っている方達にはあくまでも撤去をしてもらうということには変わりはないわけです。その後も撤去命令を出しているわけですが、まだ現在位置におるということを聞いておりました非常に残念に思っているわけです。
- 9番（松島重克君） 当局は議会から経過を踏まえて善処されたいということを決議して送っているにもかかわらず行政の立場としては撤去させた後しか他のことは考えられないということだったでしょう。そのままであるというのはおかしいのではないですか。あなた方が出した撤去命令というのは何等効力はないということですか。
- 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午後3時54分）

再 開（午後4時23分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 村長（根路銘安昌君） 撤去された後のことにつきまして私共といたしましてどうするということをお答えしたつもりはございません。それで現在も現在の所から撤去をしてもらうということでございます。私も撤去して後考えるということ答弁した憶えもございませんし、今のところ正式な手続きを踏まないでやっている、そこに入れてもらうと困るという考えもございまして撤去をしていただくということに変わりはないわけです。

○ 9番（松島重克君） 私は撤去した後どうのこうのということは言っておりませんよ。行政の立場から撤去をさせなければいかんと、もし考えるならその後だと、そういうことを言っておられたということを行っているんですよ。これは間違わないで下さい。

当局はその後現地に行かれましたかどうか。

○ 経済課長（仲村順三君） 私は2回行きました。

○ 9番（松島重克君） どういう状況でありましたか説明お願いしたいと思います。

○ 経済課長（仲村順三君） 1回目は関係者がいなかったんですが、2回目は会いまして状況は以前と変わっておりません。

○ 9番（松島重克君） どういうような状況で以前と変わってないのか。

私が聞いたところではかなりの設備をしているようですが、それが今の話では変わってない。どういう設備をして現在も変わってないと、少しお話していただきたいと思います。

○ 経済課長（仲村順三君） 以前という時点ですが、3月議会当時を指して私は言っているので、私の見た時点ではそのままであるというふうに見ているわけです。

○ 9番（松島重克君） どういう施設がどうなっているかということです。

○ 経済課長（仲村順三君） 作業場があって寝泊りする場所それから窯等があります。

○ 9番（松島重克君） そういう施設があると私も聞いております。陳情者が言うにはかなりの経費がかかっているようです。

あなたが見られてかなりの経費がかかっていると感じられますか。

○ 経済課長（仲村順三君） 相当の経費をかけていると見ています。

○ 9番（松島重克君） そういう状況であるわけですね。撤去命令を出して以前と同じ状況である。あなた方はどういうように感じているか。

○ 村長（根路銘安昌君） その施設を私は最近は見ただことございませんが、最初の撤去命令を出した当時は行きました。その時に2人ともおりましたのでどうして許可も受けずに施設をしたのかと、当然あなた達は人の土地に施設をするんだったら許可を受けてやらなければ困ると、そういうことで撤去命令を出しているんだからこれに従ってもらわなければいか

んと言ったわけです。

それが入った理由は何かと聞いてみますと生活権であるから何で入って悪いかというふうなことを言っていたわけです。生活権があるからというわけでこのように入っているのはどのような法律に規定があるのかと、それで私は黨の前においてこれを指摘したわけです。そのような考え方でその土地に入っているとすれば残念なものだと思います。決して施設あたりを気の毒がる必要はないと思います。

○ 9番（松島重克君） 村長がおっしゃったような実情であるならば、あなた方が出している撤去命令の効力はあるのかないのかということが出て来るわけです。どうですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 直接は聞いておりませんが、他の土地を借してくれんかということで本人達が回っていたということを聞いています。それでこれにつきまして直ぐ強制的にやるということではなくして、やちむん組合の幹部の方々も本人達の説得に行ったようでございます。

当然これは撤去してもらおうということで相談も出来たというんですが、それで私共といたしましても他の土地を借りるとか、何時まで撤去を猶予してくれということがあればそれは認めなければいかんだろうというように我々考えているわけです。更に私は前から、もしもその人達が申し出て何時頃まで移る所をさがすからその時までには猶予してくれという手続きがあるならばそれは認めて、更に土地を借りるにつきましても出来るだけの面倒を見てもらったらどうかということも係職員に言っているわけです。

だから効果的には移らなければいかんというふうな本人達は考え持っているのではないかと思います。

○ 9番（松島重克君） だから当局がそういう考えが多少なりともあるということは、結局撤去をさせないと行政の立場がないということでしょう。だから撤去させて後どうなるか考えてみようという意味でないですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 今後の問題におきましてもあの地域には採土場として指定して施設も造らん方が村のやちむんには安心して出来るというやちむん組合の前からの主張でございますので、そこに入れるということは我々としては考えておりません。

○ 9番（松島重克君） 先ずどんなことがあっても撤去をさせるということに変わりはないかどうか。

○ 村長（根路銘安昌君） 撤去をさすということに変わりはありません。

○ 9番（松島重克君） 撤去命令を2回出したと聞いておりますが、それで撤去しますか。

○ 村長（根路銘安昌君） 2回撤去命令出したわけなんです、撤去しなければいかんという考え方は持っていると思います。

○ 9番（松島重克君） 先程からお聞きしまして、村長に対する姿勢も撤去しそうな気配がないということでしょう。生活権うんぬんと言っておられるということだから、しない場合はどうしますか。

○ 村長（根路銘安昌君） 撤去せしめるように極力努力します。

○ 9番（松島重克君） 2回も撤去命令を出しておられるんですよ。命令を出してからかなりの期日が経過しているんでしょう。何時までこの期間を設けるわけですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 最近聞きますと土地探しもしているということですし、本人達の気持ちとしては撤去しなければいかんという気持ちを持っているわけです。ですから撤去させるためにはただ撤去やれということだけでなくして、土地探しも協力しながら撤去させようではないかというように考えまして、極力撤去させるように努力したいと考えております。

○ 9番（松島重克君） 2回目の撤去命令を出して後接触されたのは誰ですか。これから大体撤去しそうであるのかどうか分かると思いますかね。

○ 経済課長（仲村順三君） 2回目撤去命令出して後私の方が話をしておりますので、その時の話なんです。江洲近辺に土地を購入するために地主と交渉をしているようです。面積は1,000坪必要ということのようですが1,000坪だけでなく全部買ってこれという事で金銭的な問題があって折り合いがつかないということを書いていました。

○ 9番（松島重克君） 撤去するということははっきりしているわけですね。土地探しについては当局は全然協力はしてないのか。それとも撤去をさせるために土地探し、或いはその他で何か協力しようという考えあるんですか。

○ 経済課長（仲村順三君） 私も撤去を進めるためには土地探しについて相談があればそれについていきたいと、それで向こうならどうかということの話はしました。

○ 9番（松島重克君） 当局の姿勢があくまで撤去ということであれば行く所がなければ撤去しませんよ。だから撤去をさせるということを変えないということならば行くべき所について協力しなければあなた方の言う撤去をさせることは出来ませんよ。もしあなた方が撤去だけを考えてやるならば、これは法律の力を借りないと解決出来ないでしょう。この辺は十分お考えになる必要があると思いますよ。どうですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 本人達から撤去の猶予、或いは土地探しに協力してもらいたいということがあれば、我々も土地探しに協力したいと思っています。

◇村の厚生課長の空席について

○ 10番（前田貞四郎君） 厚生課は医療関係とか生活保護関係で対人関係が多い所ですが、2月以降課長の席が空席になっておりまして職員としては仕事をする上で非常に困っている

と、村民サービスに苦慮しているということを言っておりますが、何故今まで厚生課長は任命しないんですか。理由は何ですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 人事問題でありまして申し上げる必要なかろうかと思えます。厚生課長の職務代理は置いているわけですし、事務上そう支障は来さないと考えています。

我々としてその他の面も検討しながら人事について進めているところでございます。

○ 10番（前田貞四郎君） 私も人事問題に触れなくなかったわけですが、課の職員から上司に進言しているがらちがあかないから議会でも村長の意向を聞いてくれということであったのでその問題を取り上げているわけですが、厚生課長の席が空席であるということは村民に影響を及ぼすことでありまして、何時頃までに任命するという考えはありませんか。

○ 村長（根路銘安昌君） 私は代理を置いているわけですので村民サービスにそう支障を来すということは考えておりません。

事務執行の面におきまして課長どまりの書類だけでなくして更に上司にもあるわけですし、人事の完全な配置という面からしまして他の面にもらみ合わせながら検討しているわけですし、何時頃までやるということも申し上げる必要もなかろうかと思えますが、今検討中であります。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午後4時52分）

再 開（午後4時58分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

会議時間の延長についておはかりいたします。

本日の一般質問が終了するまで会議時間を延長いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本日予定の一般質問が終了するまで会議時間は延長することに決しました。

◇村の農地開発構想について

○ 13番（平良嘉清君） 俗称中山、上原、立名、カジラマタ、屋古上一帯に開発構想があるということを承っておりますが、そういう開発構想の概要についてお伺いします。

○ 経済課長（仲村順三君） 農地開発事業に乗せべく県営の農地開発事業を計画しまして、これを計画地域指定を58年度に考えておりますということで県に要請をしております、県の方でもこの作業を現在進めている段階でございます。それで県の調査計画地域の年間スケジュールがありますが、それによりますと、先ず58年度から地域指定になれば5年間は調査

をしまして6年目から事業実施ということになるというスケジュールがあります。実施区域もまだはっきりしておりませんで、概略としまして大体300ヘクタールを予定しまして、これを県営農地開発事業ということで要請しております、作目についてもこれから決めていく段階でございますが、村の考え方なんですがさとうきび、みかん、パインということで一応県と話し合い進めているわけなんです、この作目についても今後検討を加えていかなければいけないと思っています。

- 13番（平良嘉清君） 砂防ダムも計画の中に入れていたかどうか。
- 経済課長（仲村順三君） 具体的な計画は5か年間で調査してから具体的な内容ということになりますので、砂防堤とかいうものについての計画はしておりません。
- 13番（平良嘉清君） これは地主と詰る段階ではないということですか。
- 経済課長（仲村順三君） 権利者関係は、来年地域指定を受けるためには今年度中にこの地域の権利者名簿等の作成をやらなければいけないということになっています。

◇養豚ふん尿処理場について

- 9番（松島重克君） この運営状況についてお伺いしたいと思います。
- 建設課長（古我知 清君） 今年の4月6日に養豚生産組合と管理委託協定を結んでおりまして、これによって現在運営しております。
- 9番（松島重克君） 組合に委託しておられるということですが、これは組合が独自で運営に当たっておられるんですか。それとも組合が特定の人に委託してやっているんですか。
- 建設課長（古我知 清君） 管理責任者としては組合長がやっているようです。
- 9番（松島重克君） 組合長はどなたですか。
- 建設課長（古我知 清君） 池原安久です。
- 9番（松島重克君） バック्यूムカーの購入を考えておられるようですが、搬入範囲についてお伺いしたいと思います。
- 経済課長（仲村順三君） 組合の方から補助事業に乗せてくれという要望がありまして、他の地域で養豚をしている人達のために汚染等の問題からしていいことではないかということで、農用地利用増進特別対策事業の中で補助事業に乗せよということで地域指定を受けるための申請の中に購入することで県に提出していましたがそれで実施計画を作る段階で組合に確認しましたら組合の方で運営管理の面ではっきりした取り決めがなく、これは3名以上の団体に該当するわけですが、個人で購入するという話し合いになったようですが、個人では補助事業に乗せられないので一応この事業では実施計画の中で取り止めにしたわけです。
- 9番（松島重克君） このふん尿処理場が出来る以前の話であります、国頭村の関係地

域から環境汚染の問題として改善の要求が出されていたと、これは業者に対してか村に対してか分からないんですが、そういうことを当局は分かっておられましたか。

○ **経済課長（仲村順三君）** ふん尿処理施設の出来る2、3年前かと思いますが、養豚関係者に改善するよう何回となくあったようです。それで厚生課に国頭村役場からその善処方について連絡がありまして、私もその時に呼ばれて国頭村役場で話し合いをしました。その時点で何年度にふん尿処理施設を造るのでそれまでは猶予してもらいたいということで、向こうも了解していただいて、その後のことにつきましては私の方では分かりません。

○ **9番（松島重克君）** その後は施設が出来ているから文句は出ないですよ。大宜味村に対してはあったということですが、業者に対してはなかったのか。

○ **経済課長（仲村順三君）** 業者にも何回となく国頭村、或いは浜部落から善処してくれと非常に強い姿勢で要求があったようでございます。

○ **9番（松島重克君）** そうしますと村と業者に改善要求が出たと、それで今の施設が出来たということは改善要求を受けた業者と村が相談をされて、こういう施設を造れば改善要求に対応出来るだろうということ出来んですか。

○ **村長（根路銘安昌君）** ふん尿処理場の計画につきましてはモデル事業の計画当初からの計画に入っているわけでございます。

当初我々としましては将来の養豚の衛生的な面からしましてふん尿処理場は本村に2つは必要でないかということで、計画の要求段階では2つ要求したつもりであります。ところが県の計画策定段階におきまして予算の都合もあったと思うんですが1つしか認められなかったと、他からあったということよりも、我々が見まして大変非衛生的でありますのでその対策といたしまして造らなければいかんということで、また本人達もそれをオーケーしておりますし、更にモデル事業推進委員会におきましても必要だということで県にも要請してやっているわけですが、最初は確か10,000頭まで将来は伸びるのではないかとということで県には2つ申請したわけだが、最終的には1つしか認められなかったということです。

○ **9番（松島重克君）** モデル事業の計画の中で打ち出したということで改善要求が出たから造ったのではないということなんですが、モデル事業に必要なということで計画に入れたということですね。その時点から既にこういうことが出だしていたのではないですか。だからこの施設が必要だからということで計画に入れられたと、こう思うのが普通なんですがどうですか。

○ **村長（根路銘安昌君）** モデル事業を計画する時は他の村からどうということございませんでした。ですから将来江洲あたりも伸びるのではないかとということで、本村で10,000頭と、そして5,000頭規模のものを2か所にという要求をしたわけです。

○ 9番（松島重克君） これはにわとりが先か卵が先かということになりまして、そういう事態が出始めていたからモデル事業に入れたと、モデル事業に入れた後そういう問題が出たのか分からないんですが、全然関係がないとは言い切れないでしょう。やはりそういう多少の懸念があると、そういうようなことが起るだろうという観測は多分あったらうと、そういうことでこれ必要ということで計画に入れられたのではないかと思うのが普通の考え方だと思うんです。

この施設を造る時点でこれに関する議案が出ました時にいろいろ資料いただいたわけですね。その資料の中でこの施設に参加する組合員の負担分が%で分けられていますね。どうも今聞くところではこれはしっかりした資料ではなかったような話を聞くんですがね。当局は我々に配られた受益者負担の割り当てについての資料は信頼出来る立派な資料だったと確信をお持ちですか。

○ 建設課長（古我知 清君） その資料は組合から出されておまして、我々は組合を信頼してそれを出したわけです。

○ 9番（松島重克君） それはあくまで形式的ですね。形式は整っているから信頼したということでしょう。

○ 建設課長（古我知 清君） 割り当ての内容まで問い正しておりますので、それは頭数に応じて割り出したということも言っておりますのでそういうことで信頼して受けたわけです。

○ 9番（松島重克君） 最近聞くところによりますとあの資料は信頼出来そうにないということをお聞きするわけですね。現在でもあの資料は信頼出来る資料だと思っておられますか。

○ 建設課長（古我知 清君） 提出後に変更がないので我々はそれを信頼する以外にないと思います。

○ 9番（松島重克君） 火のない所には煙も立たないということわざもありますが、どうもあの資料は信頼出来ないと、それにつきましてはいずれ実際の姿が出て来るという感じがしているんですがね。

あの事業をやった経費はモデル事業の総枠から出るということですね。そこで考えられることは55年度までモデル事業の執行率は55%だと、特に各部落が要求しているところの排水、集道というのが余り進んでおらないと、仮にああいう事業がなくて部落が要望するような事業をやったら、例えば400万円ぐらいの事業なら20か所ぐらい出来たのではないかというのがひとつの話となって伝わっているんですよ。そういうように考える住民もあるなということを感じています。もし当局はこういう意見がありますよと私が言った時に何かのそういう考えをお出しになるのであればお聞きしておきたいと思うわけですがどうですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 当初計画で6年次にやろうと、そういう目玉的なものは何時頃やろうと県とも話し合いしております、それは6年次の計画になっておりましてそのように工事がなされているわけです。

○ 9番（松島重克君） 55年度までの執行率が55%ということから考えても各部落から出している排水や集道の進ちょく状況は低いわけでしょう。だから住民からはいろんな声が出るわけなんです。その住民の声の中にふん尿処理場の経費がこちらに回されたらかなりの規模の排水や集道が満されたのではないかと、こういう意見に対して当局はどう思われるかということなんです。

○ 村長（根路銘安昌君） その当時の状況を見ますと国道からでもおいがして地域に及ぼすにおいということは大変なことだと思ひまして、それは6年次に計画しましょうということで社会的な面から見ましても急がなければいかんという考え方からそうしたわけです。

○ 9番（松島重克君） 当局のそういうことは一般住民には通じないわけですね。一般住民は先程私が言ったことを考えそういうことを言うわけです。

このし尿処理場の関係条例において、この施設を譲渡する時は議会の承認を得なければいかんという条例改正をしているわけです。これについて当局はどうお考えか。

○ 村長（根路銘安昌君） 16条の規定は尊重しなければいかんと思います。

◇ハブこう傷について

○ 13番（平良嘉清君） 夏になりますとハブの活動が活発になりまして農家は困っているわけですが、以前にも吸入器の普及があったわけです。そこで農家への再度吸入器の普及は考えられないかどうか。それとそれに対して補助対象に出来ないものかどうか。

○ 村長（根路銘安昌君） 購入につきましての普及はやりたいと思っています。補助につきましてはご承知のように予算にもございませんので考えておりません。又、農家と限定するというのも問題ではなからうかと思うんです購入の世話はしてあげましょうということです。

○ 13番（平良嘉清君） 東村の場合にはいくらか補助しているということですが、隣村の状況をお聞きになっているかどうか。

○ 村長（根路銘安昌君） 補助しているということ聞いております。本村におきましては考えてないので予算にも組んでないわけです。今後は別としまして現在考えておりません。

◇村営水道の特別会計について

○ 9番（松島重克君） これはこれにかかわる議案審議の前に通告してあったわけです。これに関する議案はもう議決を見ておりますが、当局の先日来の答弁では工事の時点から特別会計を設けなければ水道事業は出来ないと、又、工事にかかわる起債が現在考えられてお

るのは1億3千4百万円、この元利の償還があるわけですが、一応建前としては独立採算制であると、しかし、水道料金にこれ等のものがね返える場合には一般会計からの繰入れをすれば補うことが出来るだろうと、こういうことが当局の答弁の中の一番確信的なものであるわけですね。ところがこの答弁が本当に適確な答弁かどうか疑問に思うんですが、当局は先日来なされた答弁は適確な答弁であったという自信をお持ちですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 私といたしましては正しいと思っています。

○ 9番（松島重克君） この議案の取り扱いについては13名の議員が当局の答弁を信頼して特別会計を設けることに賛成ということになっているわけです。ところが私が感じるところでは当局の答弁に適性を欠くところがあったのではないかと思います。

先日来答弁をなされた当局の方々は関係職員から十分説明を受けて答弁なされておりますか。

○ 村長（根路銘安昌君） 一応は説明を受けたつもりであります。

○ 9番（松島重克君） 特別会計を設けてやらなければ水道事業は出来ないということを度々繰り返しておりますね。ところが57年度の水道に関する予算は1月21日に内示が来ておるわけです。更に58年度の事業計画に対しましても受け入れ態制の確認をした後6月14日に58年度分も57年度でやりなさいという内示が来ている。先日来答弁をなされた方はこういうことを知って質疑に対する答弁をなされているんですか。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午後6時02分）

再 開（午後6時07分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 村長（根路銘安昌君） 職員が地方課から指摘を受けたと、その指摘を受けてどうしても作らなければいかんということで特別会計の報告もやれと言われたということで制定をしなければいかんということがあったわけです。そういうことで財政法などを見てもこれは義務づけられているというふうなことございまして、特別会計の設置につきまして是非やらなければいかんなあと感じてやったわけです。

○ 9番（松島重克君） 当局は自分達が言った答弁を忘れられてはいかんですよ。当局の答弁は、特別会計を今作らないと事業が出来なくなりますよということであったんですよ。だから我々はあなた方がおっしゃる仲村さん、或いは議長会に照会したところ、仲村さんは特別会計を作れば工事費も含めてやらなければいかん。しかし、村の自主制でもって処理してもいいと、議長会は今特別会計を作るのであれば同じように工事費も入れなければいかん。但し法律的な拘束力はないと、それも村で事情があれば自主的に処理すればいいのではない

かと、これを申し上げたでしょう。にもかかわらずあなた方はこれを作らないと事業は出来ないと頑張っておられたのではないですか。これがはたして適確な答弁をしたと言い切れませんか。

○ 村長（根路銘安昌君） 職員からは是非作れということであってこの事業が難かしいということが言われたわけです。そういうふうな地方課の指導であると、更に私自身で地方課に問い合わせたわけですがその時は絶対ではないんだが義務づけられておる。そして対応費の起債は責任持てないがということを地方課は言うておまして、職員にも絶対ではないと言っているのではないかということをお話したわけですが、その時は確かにこれをやらないと水道事業出来ないんだという説明受けたわけなんです。起債がもし責任持てないということになりますと事業そのものも問題出て来るわけです。地方課の方の議会事務局に対する返事と村に対する返事と少々ニュアンスが違っているわけですが、財政法の解説の中に義務づけられているということがあるわけです。そのようなことを踏まえまして我々も感じたわけをして、絶対ではないんだということをお後で聞きまして出来ないということをお申し上げたということは確かにそれと矛盾するところがあるわけですが、それについては十分なる問い合わせをしてなかったということは申し訳ないと思っています。

○ 9番（松島重克君） これについては私以外の議員からも何回も質疑が出たでしょう。総務課長もそういうことおっしゃっておられたのではないですか。特別会計を設けなければ事業出来ませんよと、はっきり県から指導受けておりますのでと、だから我々も最初そういうふう感じたんですがね。照会の返答を受けた場合にはどうもそうではないと、そういうことを言っても尚且つ言い続けておるんだからおかしいと、一番問題はこういう予算の内示があったということは一言も言っておられない。これが13名の議員の判断を誤らさせておるんだ。だから私は質疑に入る前に重要案件と受け取っているんだと、だから適確な答弁をお願いしたいと申し上げたでしょう。どう考えておられますか。

○ 村長（根路銘安昌君） 今おっしゃるのは水道事業の追加の分と思っているわけですが、私共といたしまして補正に出さなければいかんものであるし、補正の段階で説明しても良からうということでその時は申し上げてなかったわけです。

○ 9番（松島重克君） こんな答弁ありませんよ。特別会計を作らなければこれからの事業出来ないとおっしゃっておられるんだが、この内示は6月14日に来ているでしょう。ましてや58年度予定事業を57年度でやりなさいと、こういうことは我々の判断材料として言わなければいかんでしょう。だから判断を誤らせるようなことが出て来ているのではないですか。肝心なことを抜かしているんですよ。そう思わないですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 私共といたしまして追加の受け入れをいたしましたのは、早く

終わった方が住民のためにもプラスになるのではないかという面から受け入れをしたわけです。

○ 9番（松島重克君） それはそれで結構ですよ。それがいけないとは申し上げてないですよ。ところがあなた方は58年度のものも57年度でやりなさいという内示が来ているが一言もおっしゃらない。立派に説明しましたと言い切れますか。

○ 村長（根路銘安昌君） 起債が特別会計を作らなければ地方課も責任持てないということでございますので、特別会計が制定出来るという見通しで受け入れもしたわけです。もしもそれが出来なければこの事業の受け入れにつきましても指令が来て後でも工事をしなければいかんということです。

○ 9番（松島重克君） あの当時の説明ではそういうことおっしゃらないでしょう。あの時はそういう事情を分かっていたんですか一体。総務課長あの時そういう事情を分かっていたのか。

○ 総務課長（崎山勝正君） 内示があったということは聞いておりませんです。それで説明出来なかったということで改めてお詫び申し上げたいと思います。

○ 9番（松島重克君） これは総務課長の正しい弁明であると思います。お分かりにならなかったからああいう答弁になったと思います。村長の答弁はちぐはぐですよ。あなたはそれでもあの答弁が適確な答弁だと胸張れますか。

○ 村長（根路銘安昌君） 補正につきましての追加のものは補正予算も準備しておりますので、その段階で説明申し上げるということでやっているわけですし、その当時はたしてこれまで説明する必要があるかと、特別会計の設置の問題でございますので我々としては今年度の予算の全計画というのを補正の段階で申し上げても良からうということで申し上げてないわけです。

○ 9番（松島重克君） それがおかしいんですよ。補正は問題でないんですよ。特別会計を設けるかどうかは議会は全力を集中して審議しているんですよ。その時に58年度の内示が57年度にやりなさいという内示があったということ一言もおっしゃらない。補正の時やりますと、それでも胸を張って自分がやった答弁は適正であったと自信持っておられますか。

○ 村長（根路銘安昌君） 私共といたしましてはひとつの制度を作っていくということございまして、そういうふうな指摘を受けたものは特別会計を作らなければいかんのではないかという考え方でやったわけですし、これを別に隠したということではございません。

○ 9番（松島重克君） 総務課長は私は正直に弁明されたと思います。あなたはまだ自信お持ちですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 私といたしましては今まで申し上げました解釈の基にお答えしたつもりでございまして、私としましては制度設置につきましても考えておりまして自分なり

に適正であったと思っています。

○ 9番（松島重克君） あなたの判断は間違っております。それでは議会に対する親切さがありません。何のために我々が重要案件ですから適確な資料をお願いすると何故言ったか。全くもってけしからんことです。幸いにして私は賛成しなかったわけです。あなたの答弁では賛成し得なかったんですよ。ところが他の13名の方はあなたの答弁を信頼して賛成されたと、これはいずれ問題が出る可能性があるんですよ。

当局は起債の元利償還に当って10%以内ということのようではありますが、これが原因で水道料金が高くなるような場合は一般会計で補うことも考えられるということをおっしゃっておられるわけですね。

これ確約出来ますか。

○ 村長（根路銘安昌君） そのように考えております。

○ 9番（松島重克君） 確約出来るなら出来る、出来ないなら出来ないとはっきり言ってもらいたいと思います。

○ 村長（根路銘安昌君） 当初計画から基本施設につきましての対応費の償還につきましては一般財源から補てんしなければ水道料金が高つくことが予想されますので、そのような観点から一般財源からの繰出でもって償還していこうという考えでございまして、そのような考えでやっているわけです。

約束というよりも私としては出来るという考えでやっています。これは私としての水道事業に対する考えでございまして、私が将来まで確約するのは問題であろうかと思えます。

○ 9番（松島重克君） もう一度改めて聞きます。水道事業にかかわる特別会計を設置した時点にかかわる村長として、起債の元利償還が水道料金にはね返って住民負担が多くなるような場合には一般会計からの繰り入れを確約するのかわからないのかはっきりお願いします。

○ 村長（根路銘安昌君） 私の責任の範囲におきましては確約します。

○ 9番（松島重克君） 村長は議長との話し合いの中でこういう負担に関してはその時の村長、議会に委ねなければいかんということをおっしゃっておられたようですが、これは将来のことですね。現在の村長としては確約すると、議長に話されたことは考えなくてよろしいんですね。

○ 村長（根路銘安昌君） 予算の問題でございまして、ですから私としましては私の範囲内においては確約しますが、その後におきましては予算編成する側議決する側の考え方において決まるのではないかと、それで私といたしましては自分の責任の範囲しか確約は出来ないということです。

○ 9番（松島重克君） この水道事業におきまして塩屋における説明会では施設が完了し

た後経営は地元の自主的な運営に委ね、メーターを付けたら料金等をそのブロックの人達に任かそうということを説明されているわけなんです。そういうような考え方から水道料金あたりも試算されて示されていると、結局、施設を造ったら各ブロック毎に自主的な運営をさせようということなんです。当然料金もその状況に応じてそのブロックで決めるということなんです。この事実は村長知っておられますか。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午後6時36分）

再 開（午後6時44分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 村長（根路銘安昌君） その件につきましてはずっと前に水道料金を安くするためにそういうふうなことも出来ないかなあという話し合いはありました。しかし、これが最終的なそうやるという決定ではないわけです。

○ 9番（松島重克君） 塩屋ではその話を聞いてそのように将来は運営されるんだなあと受け取っているんですよ。そしてこれを受けて村に村営水道に加入しますということを出しているんですよ。その辺お分かりですか。

○ 村長（根路銘安昌君） そういうふうな条件付きであるということは十分知っておりません。

○ 9番（松島重克君） そこ等辺にもあなたが答弁するに当たっての適正な答弁に欠いたということも言えるんです。私があえてしつこく言うのはここに問題があるんです。部落民はそういうことを前提に村営水道に加入するということで塩屋から同意書が出ているんですよ。だからそういうことからしますと現在制定されている給水条例、今問題にしている特別会計、大分隔たりがあるでしょう。そう思われませんか。

○ 村長（根路銘安昌君） 給水条例にしましても条例がなければいかんということで制定したわけでございます、特別会計におきましてもそのようないきさつでやっているわけです。給水条例特別会計の時期的な問題では隔たりがあります。

○ 9番（松島重克君） 今の答弁はくい違っておりますよ。

私が申し上げておりますのは、塩屋部落の人達が聞いておるのは施設が出来たら自主的に運営させると、メーターを付けたら料金については維持管理費から割り出してやることも出来るんだと、自主的に納得出来る線でやればいいのかという話を部落民は聞いて、そうだなと、ところが現在の給水条例、今度設置された特別会計はそうは出来ないでしょう。ここに隔たりがあるということなんです。そう感じられないですか。

○ 村長（根路銘安昌君） そのまま直接適用しますと出来ないということになると思いま

す。

○ 9番（松島重克君） そのとおりだと思います。現在の条例が走った時には当初部落民が聞いていたものと大きな開きがあります。その時になって部落民はこうではなかったといろんな意見が出るだろうと思います。そういうことで私はこの問題にしっこい上にしっこさを増してお聞きしているんです。こういう事情があるんですよ。

今回の補正を含めて水道費が411,920千円予定されている起債が134,000千円、こういう経費から勘案して人口に対して、或いは高さに対して電力がどのくらい要するのか。こういうようなことからおよその水道料金の試算でもされておればお聞かせ願いたいと思います。

○ 建設課長（古我知 清君） 試みに算定してみたわけですが、津波地区の簡易水道給水人口が計画では2,264人という計画を持っておりまして、実際に給水される現人口においては1,684人となっております。最大給水量は1日当たり約905.6トン、平均給水量が約673.6トン、その中で人件費を含まない計算を出しているわけです。対象としては平均給水量673.6トンが常時給水される量をトン当りの滅菌処理代金として1円85銭、電気料が16キロワットの電力を必要とするということでこれを1立方当りに換算しますと16円33銭かかるわけです。そうしますと1月の水使用量が20,208トン、これに1円85銭を掛けまして37,384円となります。それから1月の電気料金20,208トンの水に対して16円33銭を掛けますと329,996円となります。合計で367,381円となります。これに定期検査がございますので、それと諸経費を40%見込んでやりますと総額で514,333円と出ております。これをトン当りに割りますと25円45銭という数字が出ているわけです。この場合には人件費を含めてないわけです。単純に1戸当りに割ってみると、567戸ですので907円という数字が出ています。

○ 9番（松島重克君） 現在の給水条例は一般用におきまして10立方メートル400円、1立方増すごとに55円、これに比べてどちらが高くなっているでしょうか。

○ 建設課長（古我知 清君） 事業に対する償還金等を含まない場合の試算からしますと、条例の方はいくらか高いのではないかという感じはします。

○ 9番（松島重克君） 現在まで我々がお聞きしていたところでは、水道事業をするに当りまして基本的な考えとして3ブロックに分けようという考えがあると、これについて説明しておくべきところがあればお聞かせ願いたいと思います。

○ 村長（根路銘安昌君） 3ブロックに分けてやるということは最終的にどうするという事は決定しておりません。

○ 9番（松島重克君） この問題議会で検討した記憶があるんです。その時に3ブロックということが出ていたと思うんですがね。これは現在のところ白紙ですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 当初の計画は村一円ということでございました。

それが水源地の関係でうまくいきませんで、それで現在計画しておりますのは2ブロックです。それがどうしても不可能であれば3ブロックにも分けなければいかんのではないかということでありまして、現在の計画は2ブロックということです。

○ 9番（松島重克君） 特別会計設置条例の中で弾力条項が入っているわけですが、他の村の資料を見ますと入っている所と入っていない所があるわけですが、これを入れておられるのは利点があるからこそ入れておられるのではないかという感じを持っておりませんが、これについて説明願いたいと思います。

○ 総務課長（崎山勝正君） 確かに他の村では入っている所もあり入っていない所もあります。今帰仁が入っていないわけですが、今帰仁から聞いた話では水道会計の累積赤字が8千万円ぐらいあるということですが、この処理について毎年5月に臨時議会を開くそうです。累積赤字が出ますので収入役の方で帳簿がしめられないということで臨時議会を開いて処理のために毎年やっていると、これは何に起因するかと聞きますと弾力条項であったと、これを入れておけば長が専決処分をしておいて議会に報告しておけばいいんだということでこれが無いために大変苦労しているんだということから作るのであれば是非そういうことも入れておきなさいというように指導を受けましてこの条項を設けたわけです。

○ 議長（玉城一昌君） 以上をもって一般質問を終結いたします。

休憩いたします。

休 憩（午後7時07分）

再 開（午後7時10分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さんでした。

散 会（午後7時11分）

第4回大宜味村議会定例会会議録

(第8号) 昭和57年7月2日

1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和57年7月2日 午前10時00分)

延 会 (昭和57年7月2日 午後9時46分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 玉 城 一 昌 君	8番議員 崎 山 喜 弘 君
2番議員 平 良 真 光 君	9番議員 松 島 重 克 君
3番議員 山 城 宗 喜 君	10番議員 前 田 貞四郎 君
4番議員 山 川 保 清 君	11番議員 前 田 福 正 君
5番議員 平 良 実 君	12番議員 東 武 郎 君
6番議員 福 地 善 雄 君	13番議員 平 良 嘉 清 君
7番議員 山 川 正 行 君	14番議員 親 川 富 二 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局 長 稲 福 幸 三 君 書 記 前 田 孝 君

6. 議事日程（第8号）

- 日程第1 陳情第2号 じん臓病の予防と患者の諸対策に関する陳情
- 日程第2 議案第43号 大宜味村議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第44号 大宜味村議会会議規則の一部を改正する規則
- 日程第4 決議案第5号 大宜味村非核宣言に関する決議
- 日程第5 決議案第6号 沖縄開発庁の存続に関する要請決議
- 日程第6 決議案第7号 非行防止に関する宣言決議
- 日程第7 決議案第8号 第9次道路整備5か年計画の策定に関する決議
- 日程第8 会期の延長について

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 陳情第2号を議題といたします。

議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午前10時15分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

陳情第2号の件に関し総務委員長の報告を求めます。

- 総務委員長（山城宗喜君） 昭和57年3月12日招集の第2回定例会において閉会中の継続審査の付託を受けた陳情第2号じん臓病の予防と患者の諸対策に関する陳情について、昭和57年5月24日午後2時から委員会を開き、提出者から説明を聴取の上、委員から質疑を行ない、その結果本陳情は全会一致で採択すべきものと決定したから報告します。

- 議長（玉城一昌君） 只今の委員長報告に対する質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって質疑を終結いたしたいと思えます

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより陳情第2号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第2号 じん臓病の予防と患者の諸対策に関する陳情について採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は採択であります。

本件は委員長の報告のとおり採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成であります。

よって、陳情第2号は採択されました。

休憩いたします。

休 憩（午前10時17分）

再 開（午後4時40分）

再開いたします。

日程追加についておはかりいたします。

只今、全員発議により議案第43号議案第44号が提出されています。

この際、これを日程に追加いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号及び議案第44号は日程に追加されました。

日程第2 議案第43号及び日程第3 議案第44号を一括議題といたします。

議題検討のため休憩いたします。

再 開（午後4時41分）

休 憩（午後4時58分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

会議時間の延長についておはかりいたします。

本日の日程全部議了するまで会議時間を延長いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本日の日程全部議了するまで会議時間は延長することに決しました。

休憩いたします。

休 憩（午後4時59分）

再 開（午後8時48分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

日程追加についておはかりいたします。

只今、決議案第5号、決議案第6号、決議案第7号及び決議案第8号が提出されています。

この際、これを日程に追加し、先議いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、決議案第5号、決議案第6号、決議案第7号及び決議案第8号は日程に追加し、先議することに決しました。

休憩いたします。

休 憩 (午後8時49分)

再 開 (午後8時50分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

日程第4 決議案第5号を議題といたします。

おはかりいたします。

本決議案は全員発議でありますので質疑討論は省略し、直ちに採決いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、質疑討論は省略されました。

これより決議案第5号 大宜味村非核宣言に関する決議について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第5 決議案第6号を議題といたします。

おはかりいたします。

本決議案は全員発議でありますので質疑討論は省略し、直ちに採決いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、質疑討論は省略されました。

これより決議案第6号 沖縄開発庁の存続に関する要請決議について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第6 決議案第7号を議題といたします。

おはかりいたします。

本決議案は全員発議でありますので質疑討論は省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、質疑討論は省略されました。

これより決議案第7号 非行防止に関する宣言決議について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第7 決議案第8号を議題といたします。

これより決議案第8号の質疑に入ります。

発言を許します。

- 9番(松島重克君) 判断に迷っているわけですが、本決議案に対しましては琉球新報が特別解説を出しているわけです。

この特別解説を見ますと本案に対する見方が問題があるという見方をしているわけですが、この特別解説から考えまして本決議案を出すことによって本県或いは本村としてどのような利点があるのかお伺いします。

- 議長(玉城一昌君) 休憩いたします。

休 憩 (午後8時53分)

再 開 (午後9時01分)

- 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

- 10番(前田貞四郎君) 私としましてはメリットがどれだけあるかということは具体的にははっきりしないわけですが、全市町村が構成している道路整備促進期成同盟会沖縄県地方連絡協議会に全市町村が参加しておりますので又、この特別解説からしますと矛盾した点もあるようでありますが、これは協議会からの決議依頼が3月16日にありまして、特別解説が新聞に出たのが5月28日であります。この解説が2か月後に出ているが協議会からメリットがないから決議を待ってくれということもないようでありましたので、いくらメリットがあるかは知らないけれどもしわ寄せはないだろうと私は思っております。

- 9番(松島重克君) 本県或いは本村にどれだけの利点があるかとお聞きしたわけです。

がお分かりにならんということであります。こういう決議を出すからにはそれなりのメリットがあるないということは、お分かりの上でおやりにならなければいかんと思います。ただやればよいというようなことでは困ると思います。提出するこういう決議案に対してはやはり確信を持ってやらなければいけないと思います。

この特別解説というものが先程おっしゃっておられました要請決議依頼の後で出て来たと、そういたしますとこの特別解説はこういう依頼が出たということに対する民意に反映させるための特別解説であるというようにしか考えられないわけです。

そこで疑問を持つわけですが、中央のこういう問題が何故一地方紙である琉球新報が特別解説として取り上げたか。発議者としてこの点についてはどうお考えですか。

○ 10番（前田貞四郎君） 先程、メリットがあるか分からんと言いましたがあるのではないかと、あるから要請決議を依頼されているのではないかと思います。意味があつて新報も特別解説にしたと思うんですが、地方自治体に不利益にはならないという考え方でこれを取り下げるとかいうことはないのではないかと考えています。

○ 9番（松島重克君） こういう機関がいったん出しました要請決議を特別解説が出たからと言って取り下げるという無格好なことは出さないでしょう。こういう機関が各市町村議会に出されたということに対応して出されておるということにしか考えられないわけです。新聞というのは公器であります。公平な見方をして物事を論ずるとというのが新聞の使命であります。その公器である新聞がこういう特別解説というのを載せたということはそれなりに大きな意味があると、これは民意を反映さすという意味の何ものでもないと思います。そういうことから考えましても、やはり本決議案は本県の実情に合っておらないということしか考えられないんですが、これについてどうお考えですか。

○ 10番（前田貞四郎君） この解説は本県だけを対象にしたものではないと私は思います。

○ 9番（松島重克君） 私は新報の独自の解説だと思っていますが、新報独自の解説ではないということを自信を持ってお答え出来ますか。

○ 10番（前田貞四郎君） 本県だけが対象でないと思います。と言いますのは予算から見ますと全国的な金額でありますので本県対象だけの解説ではないと私は思います。

○ 9番（松島重克君） 勿論、この記事を読みますと当然それは分かるわけです。本県対象だけの記事でないということは誰が読んでもはっきりしているわけです。私が申し上げているのは、本県の一地方紙である新報がこれを取り上げていると、それにはそれなりの意味があると、だから本県にとってこれがマイナスであるのかプラスであるのかということを含めた特別解説であろうと解釈しているわけです。その点はどうか

○ 10番（前田貞四郎君） 本県にとってプラスになるのかマイナスになるのか私は十分判

断出来ません。

○ 9番(松島重克君) 残念ですね。こういう決議案を出されるからには本県或いは本村にとってそれなりの利点があるかないかということは、やはり十分お考えの上で出さなければいかんのではないかと思います。

この不況時に総額45兆円、現実離れした第9次道路計画ということがありますが、この見出しについてどうお考えであるのかお伺いしたいと思います。

○ 10番(前田貞四郎君) 見出しについては大変大きな額だなあとと思います。現実離れしたということにつきましては十分説明出来ないわけです。

○ 9番(松島重克君) 本当は説明していただかなければいかんわけです。それについてこの記事が書かれているわけです。

第8次5か年計画におきましては28兆5千億円、第9次におかれましては58%増、ここ2年の公共工事の伸び率はゼロと、これから押しても現実離れした第9次計画というものは理解出来ると思うんですが、どうですかこの点。

○ 10番(前田貞四郎君) 額は大きいなあという感じはします。

○ 9番(松島重克君) 他の事業がゼロ、これは名目であっても58%ということは、道路計画だけが突出していると言わざるを得ないわけです。どうですか。

○ 10番(前田貞四郎君) そのとおりだと思います。

○ 9番(松島重克君) 建設省が持っている特定財源は、この中から1,041億円という巨額が一般会計に貸付けられているということなんですね。これは何を意味するかということですね。これはどのように解釈するのかお聞かせ願いたいと思います。

○ 10番(前田貞四郎君) そういうことにつきましては私は分かりません。

○ 9番(松島重克君) それでは困ります。あなたも私も同じぐらいの知識ということでは困るわけです。発議者は質疑者よりも上回った知識でないと困るわけです。お分かりでないということですから私の持つ知識で考えるところによりますと、これは逆転現象であるということなんですね。国の台所をあずかるのは大蔵省である。この大蔵省から各省庁に予算の配分がある。これが建設省が持っている特定財源から1,041億円を貸すということで逆転現象が生れている。これは今の国の予算の配分とか建設省がかなり実情にそぐわないような方針を打ち出していると、はっきり言えば税金の片寄りであるということが言えるのではないかと思います。

第9次計画を実施しますと、45兆円という巨額が投入されるわけですがそこに一般財源から4兆円を出すかそれとも他に財源を求めるかという問題が出るわけです。この4兆円というのが何処から出そうだという見通しはお持ちではありませんか。

- 10番（前田貞四郎君） その見通しは分かりません。
- 9番（松島重克君） この事業をするに当りましては4兆円の新しい財源が必要であると、資料から得ている知識から判断しますと、当然、現在の状況からして一般財源からの持ち出しは難かしいのではないかと思います。そうしますとこの新しい財源は増税に向くのではないかとしか考えられないわけです。この増税が本県本村に影響があるということではなかろうかと思えます。こういう意味を含んでの特別解説ではなかろうかと理解しているわけです。

道路整備は大切なことでもあります。しかし、2年連続公共事業の伸びがゼロという。この第9次道路計画が優先しておる。全体のバランスを取ったところのパイの分け方をすべきであろうと、こういうことを解説は主張していると思えますがそれについてどうお考えですか。

- 10番（前田貞四郎君） この解説からしますと、限られたパイの分け合いにはおのずから秩序がある。特定財源を持つという特殊事情があっても道路だけ突出した事業計画を組める状況にないことだけは確かであるということがうたわれています。

- 9番（松島重克君） それについてどうお考えですかということをお聞きしているわけです。

- 10番（前田貞四郎君） 道路だけ突出した事業計画だけを組める状況ではないということは確かであるということは、45兆円を組んでいるけどそれだけいくのではないと私は解釈しています。

- 9番（松島重克君） そういうことではないんです。こういうやり方をしますとバランスが取れない、道路整備事業だけが突出すると、即ち他のものより余分にとると、これは現在の状況からして適正でないと、今の状態はそういう状態にないことだけは確かだと、こういうことですよ。これについてどうお考えかということをお聞きしているわけです。

- 10番（前田貞四郎君） 私は道路計画だけに予算はいくのではなくして、特定財源を持つという特殊事情があっても道路計画だけを突出した状況にないことは確かだと言っておりますので、特別に予算をやってするということではないと思えます。

- 9番（松島重克君） 特定財源を持つという特殊事情があってもと書いているのではないですか。どうですか。

- 10番（前田貞四郎君） 私もそのとおりだと思います。

- 9番（松島重克君） その通りだということはこの特別解説を肯定されているということになりますよ。そうですか。

- 10番（前田貞四郎君） 肯定も否定もしません。

○ 9番（松島重克君） それでは困るんです。肯定も否定もしないということはどういうことでしょうか。やはりそれなりのお考えがあって決議案を出しておられる。そしてあなたも私も同じ資料を持っているわけです。肯定も否定もしないというのはおかしいですね。

○ 10番（前田貞四郎君） この資料だけで決議したのではありませんので、これは否定も肯定もしません。

○ 9番（松島重克君） この決議案に対して現在あるのはこの資料だけなんです。発議者に対して疑問を解いてその上で判断をして賛成か反対かを決めなければいけません。

それを肯定も否定もしないということでは困るんです。私は賛成であるか反対であるかどちらにいか迷っているのが実情なんです。だから発議者であるあなた方におそわりたいと申し上げているのですがね。ここはあなた方の見解をお聞かせ下さい。

○ 10番（前田貞四郎君） この解説には疑問を持つところもあれば納得するところもありまして、全部を肯定するとか否定するとか全体に対してはありません。

○ 9番（松島重克君） こういう特別解説を読まれても本決議案を出すことが本県本村のプラスになるというお考えでこの決議案を出しておられるんですか。

○ 10番（前田貞四郎君） 本県の全市町村が構成している協議会からの要請であり、この依頼が出て後で解説が出ているわけですがその協議会から取り下げとかなかったということで、それで各自自治体において利益にはなっても不利にはならないだろうという考えで発議しています

○ 9番（松島重克君） 漠然とした考えでやっておられるんですが、あなた方はこの発議をするに当たって詳しいことを知ろうという考えはなかったんですか。

○ 10番（前田貞四郎君） 詳しいことを勉強しようという気持ちは皆んなあったと思いますが、それまでには至っておりません。

○ 9番（松島重克君） 方法はあったと思いますよ。これ以上方法がなかったので止むを得ず発議者として提出したということですか。

○ 10番（前田貞四郎君） 止むを得ずということではありません。

○ 9番（松島重克君） 知ろうというお考えはあったということなんですが、他に方法は本当になかったんですか。

○ 10番（前田貞四郎君） 方法がなかったというよりも、もう少し突っ込んで勉強するだけの知恵がなかったわけです。

○ 9番（松島重克君） これは正直な答弁だと思います。本当はもっと詳しい知識を得たいということであるならば、協議会に問い合わせなり、構成員は市町村長ということになっており、そうすれば本村の執行部にお聞きになれば概要はお分かりになると思うんですが、

そういうことが必要ではなかったかと思うんですが、そういうことは必要ありませんでしたか。

○ 10番（前田貞四郎君） 必要なかったということでなくして、そこまで調べる知恵がなかったと、確かに手落ちがあったと思います。

○ 議長（玉城一昌君） 他に質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより決議案第8号の討論に入ります。

7番、9番退場。（午後9時40分）

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより決議案第8号 第9次道路整備5か年計画の策定に関する決議について採決いたします。

本決議案は原案どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成であります。

よって、本決議案は原案どおり可決されました。

休憩いたします。

休 憩（午後9時41分）

再 開（午後9時43分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

7番、9番入場。

おはかりいたします。

この際、会期の延長を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期の延長を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第8 会期の延長を議題といたします。

おはかりいたします。

本定例会の会期は7月3日までと議決されておりますが、議事の都合により7月6日まで3日間延長いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は7月6日まで3日間延長することに決しました。

おはかりいたします。

明日3日は議事の都合により休会いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、明日3日は休会することに決しました。

休憩いたします。

休 憩 (午後9時44分)

再 開 (午後9時45分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦勞さんでした。

延 会 (午後9時46分)

第4回大宜味村議会定例会会議録

(第9号) 昭和57年7月5日

1. 開議、散会の日時

開 議 (昭和57年7月5日 午前10時00分)

散 会 (昭和57年7月5日 午後4時59分)

2. 出席議員 (13名)

1番議員 玉 城 一 昌 君	9番議員 松 島 重 克 君
3番議員 山 城 宗 喜 君	10番議員 前 田 貞四郎 君
4番議員 山 川 保 清 君	11番議員 前 田 福 正 君
5番議員 平 良 実 君	12番議員 東 武 郎 君
6番議員 福 地 善 雄 君	13番議員 平 良 嘉 清 君
7番議員 山 川 正 行 君	14番議員 親 川 富 二 君
8番議員 崎 山 喜 弘 君	

3. 欠席議員 (1名)

2番議員 平 良 真 光 君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村長	根路銘安昌君	建設課長	古我知清君
助役	新城繁正君	農業委員会 事務局長	金城利明君
総務課長	崎山勝正君	厚生課長事務 取扱い者	照屋林克君
経済課長	仲村順三君		

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長	稲福幸三君	書記	前田孝君
------	-------	----	------

6. 議事日程（第9号）

日程第1 議案第40号 昭和57年度大宜味村一般会計補正予算

日程第2 議案第41号 昭和57年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算

日程第3 議案第42号 農村総合整備モデル事業農道No.8、9整備工事請負契約について

日程第4 議案第42号の訂正について

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は13名であります。
これより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議事日程は別紙のとおりであります。

休憩いたします。

休 憩 (午前10時01分)

再 開 (午前11時48分)

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。
8番、6番退場。
休憩いたします。

休 憩 (午前11時48分)

再 開 (午後3時02分)

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

日程等1 議案第40号から日程第3 議案第42号までを一括議題といたします。

おはかりいたします。

只今村長から提出された議案第42号について訂正したい旨の申し入れがあります。

この際、議案第42号の訂正の件を日程に追加し議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号の訂正の件は日程に追加し議題とすることに決しました。

日程第4 議案訂正の件を議題といたします。

村長から訂正の理由の説明を求めます。

- 村長（根路銘安昌君） 随分時間を空費いたしましてご審議に対しましても大変ご迷惑おかけしたことをお詫び申し上げます。

工期を削除いたしまして提案しているわけです。

契約の内容につきましても相手方と相談いたしまして変更をいたしているわけでございます。議会の議決を予想して工期を決めるのが正しいのではないかということから、工期の始めを7月7日にして終りは同じく12月20日でございます。よろしくご審議の程お願いいたします。

- 議長（玉城一昌君） おはかりいたします。

只今議題となっております議案第42号の訂正の件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案訂正の件は承認することに決しました。

休憩いたします。

休 憩 (午後3時7分)

再 開 (午後3時18分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

これより議40号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第41号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第42号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑は終結いたします。

休憩いたします。

休 憩（午後 3 時 23 分）

再 開（午後 3 時 36 分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第40号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第40号 昭和57年度大宜味村一般会計補正予算について採決いたします。

本案は原案どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

これより議案第41号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第41号 昭和57年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算について採決いたします。

本案は原案どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

賛成多数であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

これより議案第42号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第42号 農村総合整備モデル事業農道No.8、9整備工事請負契約について採決いたします。

本案は原案どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

休憩いたします。

休 憩（午後 3 時38分）

再 開（午後 4 時58分）

○ 議長（玉城一昌君）再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さんでした。

散 会（午後 4 時59分）

第4回大宜味村議会定例会会議録

(第10号) 昭和57年7月6日

1. 開議、閉会の日時

開 議 (昭和57年7月6日 午前10時00分)

閉 会 (昭和57年7月6日 午後3時18分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員	玉 城 一 昌 君	8番議員	崎 山 喜 弘 君
2番議員	平 良 真 光 君	9番議員	松 島 重 克 君
3番議員	山 城 宗 喜 君	10番議員	前 田 貞四郎 君
4番議員	山 川 保 清 君	11番議員	前 田 福 正 君
5番議員	平 良 実 君	12番議員	東 武 郎 君
6番議員	福 地 善 雄 君	13番議員	平 良 嘉 清 君
7番議員	山 川 正 行 君	14番議員	親 川 富 二 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局 長 稲 福 幸 三 君 書 記 前 田 孝 君

6. 議事日程（第10号）

日程第1 議案第43号 大宜味村議会委員会条例の一部を改正する条例

日程第2 議案第44号 大宜味村議会会議規則の一部を改正する規則

日程第3 意見案第1号 幼稚園問題に関する意見書

日程第4 決議案第9号 建築物の撤去命令に関する要請決議

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。
これより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議事日程は別紙のとおりであります。

11番退場。

議題検討のため休憩いたします。

休 憩 (午前10時01分)

再 開 (午後 3 時08分)

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

11番入場。

日程追加についておはかりいたします。

只今全員発議により意見案第1号及び決議案第9号が提出されています。

この際これを日程に追加いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、日程は追加されました。

日程第1 議案第43号を議題といたします。

おはかりいたします。

本案は全員発議でありますので、質疑討論は省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、質疑討論は省略されました。

これより議案第43号 大宜味村議会委員会条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第2 議案第44号を議題といたします。

おはかりいたします。

本案は全員発議でありますので質疑討論は省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、質疑討論は省略されました。

これより議案第44号 大宜味村議会会議規則の一部を改正する規則について採決いたします。

本案は原案どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第3 意見案第1号を議題といたします。

おはかりいたします。

本意見案は全員発議でありますので質疑討論を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、質疑討論は省略されました。

これより意見案第1号 幼稚園問題に関する意見書について採決いたします。

本案は原案どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 決議案第9号を議題といたします。

おはかりいたします。

本決議案は全員発議でありますので質疑討論は省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、質疑討論は省略されました。

これより決議案第9号 建築物の撤去命令に関する要語決議について採決いたします。

本案は原案どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

休憩いたします。

休 憩 (午後 3 時12分)

再 開 (午後 3 時17分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

おはかりいたします。

会議規則第43条の規定により本議会に付議された事件の議決の結果生じた字句数字等の整理については議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議決の結果生じた字句数字等の整理については議長に委任することに決しました。

これをもって昭和57年第4回大宜味村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さんでした。

閉 会 (午後 3 時18分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

大宜味村議会議長 玉 城 一 昌

署名議員 (12番) 東 武 郎

署名議員 (13番) 平 良 嘉 清